

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																																																								
1・4	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 風水害の被害想定</p> <p>5 各地区の課題と取組み目標</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="403 466 1555 1879"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">風水害の防災課題と対策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 平</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②小名浜</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 勿来</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ 常磐</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ 内郷</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	地区	風水害の防災課題と対策方針		① 平	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	②小名浜	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	③ 勿来	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	④ 常磐	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	⑤ 内郷	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 風水害の被害想定</p> <p>5 各地区の課題と取組み目標</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1608 466 2769 1879"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">風水害の防災課題と対策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 平</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②小名浜</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 勿来</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ 常磐</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ 内郷</td> <td>課題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	地区	風水害の防災課題と対策方針		① 平	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	②小名浜	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	③ 勿来	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	④ 常磐	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	⑤ 内郷	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>
地区	風水害の防災課題と対策方針																																																									
① 平	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
②小名浜	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
③ 勿来	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
④ 常磐	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
⑤ 内郷	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
地区	風水害の防災課題と対策方針																																																									
① 平	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
②小名浜	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
③ 勿来	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
④ 常磐	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
⑤ 内郷	課題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行		修 正 案									
	⑥ 四倉	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 285 676 331">課題</th> <th data-bbox="676 285 1555 331">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 331 676 554">取組目標</td> <td data-bbox="676 331 1555 554"> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	⑥ 四倉	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1757 285 1881 331">課題</th> <th data-bbox="1881 285 2769 331">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1757 331 1881 554">取組目標</td> <td data-bbox="1881 331 2769 554"> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	課題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>
課題	(略)											
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>											
課題	(略)											
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水関連事業の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>											
2・1	<p><b>第2章 災害予防</b></p> <p><b>第1節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取り組み</b></p> <p>2 日常の予防活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒</p> <p>① 土砂災害</p> <p>ア 平時から土砂災害の前兆現象への注意</p> <p>イ 前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県や警察等への連絡</p> <p>ウ 防災マップ等により <u>土砂災害危険箇所</u>等及び避難路・避難所の位置を把握</p> <p>エ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を確認</p> <hr/> <p>② 河川・海岸災害</p> <p>ア 平時から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における漏水や亀裂などの前兆現象への注意</p> <p>イ 前兆現象を確認した時、遅滞なく市、県や警察等への連絡</p> <p>ウ 防災マップ等により避難路・避難所の位置を把握</p> <p>エ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を確認</p> <p>オ <u>土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）</u>を確認</p>		<p><b>第2章 災害予防</b></p> <p><b>第1節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取り組み</b></p> <p>2 日常の予防活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒</p> <p>① 土砂災害</p> <p>ア 平時から土砂災害の前兆現象への注意</p> <p>イ 前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県や警察等への連絡</p> <p>ウ 防災マップ等により <u>土砂災害警戒区域</u>等及び避難路・避難所の位置を把握</p> <p>エ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を確認</p> <p>オ <u>土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）</u>を確認</p> <p>② 河川・海岸災害</p> <p>ア 平時から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における漏水や亀裂などの前兆現象への注意</p> <p>イ 前兆現象を確認した時、遅滞なく市、県や警察等への連絡</p> <p>ウ 防災マップ等により避難路・避難所の位置を把握</p> <p>エ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を確認</p> <p>オ <u>福島県河川流域総合情報システム</u>を確認</p>									
2・2	<p><b>第2章 日常の予防活動</b></p> <p><b>第2節 地域力・市民力を活かした防災への取り組み</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>① 自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成</p> <p>(略)</p> <p>イ 地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依るところが大きいことから、防災士の資格取得を積極的に支援す</p>		<p><b>第2章 日常の予防活動</b></p> <p><b>第2節 地域力・市民力を活かした防災への取り組み</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>① 自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成</p> <p>(略)</p> <p>イ 地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依るところが大きいことから、防災士の資格取得を積極的に支援す</p>									



いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・8	<p><u>象情報や被害状況等を地域住民に提供する。</u></p> <hr/> <p><b>第8節 避難所事前対策</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div data-bbox="418 556 1516 1052" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、洪水、土砂災害、高潮などあらゆる自然災害に対しても安全確保が可能となる避難場所及び避難所を指定するとともに、主要道路等に各種表示板等を設置して住民や観光客等への周知を図る。</p> <p>避難指示等を発令するときは、対象となる住民に迅速かつ確実に伝わるように複数の手段を用いて行う。</p> <p>避難所には、非常用発電機・毛布・携帯トイレなどの備蓄や施設のバリアフリー化、プライバシー対策を行うなど安心して避難できる環境づくりの確保に努めるとともに、迅速かつ的確な運営体制づくりを推進する。</p> <p>また、<u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生</u>を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> </div> <p>2 各主体の責務 (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p><u>安全な避難場所及び避難所の指定と防災マップ等の配布による市民への周知を行う。</u></p> <hr/> <p>その上で、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、気象や河川水位等の情報の周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制のマニュアル化、要配慮者の避難支援計画の策定等を行う。</p> <div data-bbox="418 1501 1516 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> </div>	<p><u>自衛隊等）がリアルタイムで情報共有を行い、迅速な災害対応につなげるとともに、気象情報や地震・津波情報、避難情報、被害状況等を地域住民に提供する。</u></p> <p><b>第8節 避難所事前対策</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div data-bbox="1623 556 2721 1052" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、洪水、土砂災害、高潮などあらゆる自然災害に対しても安全確保が可能となる避難場所及び避難所を指定するとともに、主要道路等に各種表示板等を設置して住民や観光客等への周知を図る。</p> <p>避難指示等を発令するときは、対象となる住民に迅速かつ確実に伝わるように複数の手段を用いて行う。</p> <p>避難所には、非常用発電機・毛布・携帯トイレなどの備蓄や施設のバリアフリー化、プライバシー対策を行うなど安心して避難できる環境づくりの確保に努めるとともに、迅速かつ的確な運営体制づくりを推進する。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験</u>を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> </div> <p>2 各主体の責務 (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p><u>安全な避難場所及び避難所を指定するとともに、平時から、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受け入れ方法等について、市ホームページや防災マップ等の配布により市民への周知徹底を図る。</u></p> <p>その上で、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、気象や河川水位等の情報の周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制のマニュアル化、要配慮者の避難支援計画の策定等を行う。</p> <div data-bbox="1623 1501 2721 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><b>【自宅療養者への対応】</b></p> <p><u>市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前からハザードマップ等に基づき自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。</u></p> </div>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難所等の指定・整備 (略)</p> <p>④ 避難所</p> <p>ア 新耐震設計基準に基づく耐震性を確保し、洪水や高潮等による浸水、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること。</p> <p>イ 小、中学校や公民館、体育施設など、できる限り公共施設を指定すること。</p> <p>ウ できる限り歩いて避難できるよう、市内全域に確保すること。</p> <p>エ 相当の広さを有し、初動期において少なくともおおむね2㎡あたり1名を収容人数の目安とすること。</p> <p>オ 停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備すること。</p> <p>カ 被災者が一定期間宿泊滞在することを踏まえ、次の設備等の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信機器（防災行政無線の戸別受信機、災害時に優先通話が可能となる特設公衆電話、FAX、公衆無線LAN_____）</li> <li>・<u>通信設備（テレビ、FMラジオ）</u></li> <li>・更衣室や授乳スペースなど女性に配慮した設備等</li> <li>・防災備蓄倉庫の設置及び仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、投光器、給水用機材、暖房器具、毛布、非常用食糧等避難生活に必要な物資の備蓄</li> </ul> <p>キ 要配慮者等が避難することにも配慮し、スロープや洋式トイレの設置など施設のバリアフリー化を進めること。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所運営体制の整備 (略)</p> <p>② 運営体制</p> <p>ア 「避難所運営マニュアル」の整備</p> <p>大規模災害時には、市職員のみによる避難所の運営が困難となるおそれがあることから、地域住民と一体となった避難所の運営を行うことができるよう、<u>平時から避難所ごとに開設、備蓄品の管理、避難所の空間配置の検討などを行い、市職員、施設管理者、自主防災組織等の役割分担を明確にした、市の標準となる運営マニュアルを作成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 女性や子育て家庭への配慮</p> <p>災害時における避難所運営では、男女別更衣室・トイレ、授乳場所等の設置など、女</p>	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難所等の指定・整備 (略)</p> <p>④ 避難所</p> <p>ア 新耐震設計基準に基づく耐震性を確保し、洪水や高潮等による浸水、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること。</p> <p>イ 小、中学校や公民館、体育施設など、できる限り公共施設を指定すること。</p> <p>ウ できる限り歩いて避難できるよう、市内全域に確保すること。</p> <p>エ 相当の広さを有し、初動期において少なくともおおむね2㎡あたり1名を収容人数の目安とすること。</p> <p>オ 停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備すること。</p> <p>カ 被災者が一定期間宿泊滞在することを踏まえ、次の設備等の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信機器（防災行政無線の戸別受信機、災害時に優先通話が可能となる特設公衆電話、FAX、公衆無線LAN、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、テレビ、FMラジオ</u>）</li> <li>・更衣室や授乳スペースなど女性に配慮した設備等</li> <li>・防災備蓄倉庫の設置及び仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、投光器、給水用機材、暖房器具、毛布、非常用食糧等避難生活に必要な物資の備蓄</li> </ul> <p>キ 要配慮者等が避難することにも配慮し、スロープや洋式トイレの設置など施設のバリアフリー化を進めること。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所運営体制の整備 (略)</p> <p>② 運営体制</p> <p>ア 「避難所運営マニュアル」の整備</p> <p>大規模災害時には、市職員のみによる避難所の運営が困難となるおそれがあることから、地域住民と一体となった避難所の運営を行うことができるよう、<u>市職員、施設管理者、自主防災組織等の役割分担を明確にした市の標準となる運営マニュアルを作成するとともに、平時から避難所の開設の想定、備蓄品の管理、避難所の空間配置図・レイアウト図の作成などにより、避難生活の良好な環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 女性や子育て家庭への配慮</p> <p>災害時における避難所運営では、男女別更衣室・トイレ、授乳場所等の設置など、女</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・9	<p>性のニーズを反映し、男女双方の視点に配慮するとともに、<u>発達障がい児など集団での避難生活を送ることが困難な子どもを持つ世帯にも配慮した避難所運営を行う必要がある。避難所運営委員会に女性が参加することはもちろん、各避難所での避難所運営マニュアル作成の際にも、地域の女性</u>が参加することが望ましい。</p> <p>市は、避難所運営体制の整備において、その検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p><b>第9節 要配慮者の避難対策</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>要配慮者とは、災害時の情報入手や安全な場所への避難など一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいい、具体的には、平時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者、疾病等により行動に制限のある者が対象となるほか、妊産婦、乳幼児、児童、<u>外国人、旅行者</u>についても、災害時の緊急的な状況において支援が必要となる可能性があることから、必要に応じて対象となる。</p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p>③ 施設・設備等の安全点検</p> <p>各施設の建物や附属施設あるいは危険物施設等については、常時安全点検を行う。また、乳幼児や高齢者等を長時間保護する必要がある施設では、一定数量の非常用食料等（主食、<u>粉ミルク</u>、哺乳瓶、おむつ、おしり拭き、衛生用品など）の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>性のニーズを反映し、男女双方の視点に配慮するとともに、<u>キッズスペースや学習スペースの設置など子育て家庭への配慮や</u>、発達障がい児など集団での避難生活を送ることが困難な子どもを持つ世帯にも配慮した避難所運営を行う必要がある。避難所運営委員会に女性が参加することはもちろん、各避難所での避難所運営マニュアル作成の際にも、地域の女性<u>や子育て家庭</u>が参加することが望ましい。</p> <p>市は、避難所運営体制の整備において、その検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p><b>第9節 要配慮者の避難対策</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>要配慮者とは、災害時の情報入手や安全な場所への避難など一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいい、具体的には、平時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者、疾病等により行動に制限のある者が対象となるほか、妊産婦、乳幼児、児童、<u>外国人及び旅行者を含む帰宅困難者等</u>についても、災害時の緊急的な状況において支援が必要となる可能性があることから、必要に応じて対象となる。</p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p>③ 施設・設備等の安全点検</p> <p>各施設の建物や附属施設あるいは危険物施設等については、常時安全点検を行う。また、乳幼児や高齢者等を長時間保護する必要がある施設では、一定数量の非常用食料等（主食、<u>乳幼児用ミルク</u>、哺乳瓶、おむつ、おしり拭き、衛生用品など）の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>(6) 旅行者を含む帰宅困難者の対策</b></p> <p><u>市は、通勤・通学者及び旅行者等の帰宅困難者に関する情報収集を行うとともに、避難所の開設や代替交通手段の確保など、状況に応じた対策を講じる。</u></p>
2・10	<p><b>第10節 水防対策</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 雨水出水対策</p>	<p><b>第10節 水防対策</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 雨水出水対策</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・14	<p><u>平成27年7月の水防法改正に伴い、降水により公共下水道など排水施設に雨水を排除できなくなった場合や、排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に発生する浸水（いわゆる「内水による浸水」）の想定区域を定め、公表することが市町村に義務付けられたことから、内水ハザードマップの作成に向けた調査等を行うとともに、当面の対策として、内水による浸水履歴のある地域に対し、啓発等を行う。</u></p> <p><b>第14節 医療救護体制の整備</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>① 医療救護体制の整備 (略)</p> <p>オ 医療救護資器材の確保等 市は、市医師会と救護所における応急処置用資器材、薬剤等を選定しその備蓄を図るとともに、<u>市薬剤師会と薬剤師の派遣、福島薬業協同組合と医薬品等の確保、供給</u>について事前に協議する。</p> <p>2・18 <b>第18節 土砂災害等の予防</b> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>国・県は、大雨に伴う地すべり・がけ崩れ等の土砂災害等を防止するため、急傾斜地の崩壊・土石流または地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施するとともに、危険箇所における必要な災害防止策を実施する。</p> <p>市は、県と連携を図りながら土砂災害<u>危険</u>箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を防災マップの配布等により住民へ周知する。また、関係法令に基づき宅地造成等に対する規制を行うなど造成地の災害予防対策を実施する。</p> </div> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 平時から土砂災害等の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害<u>危険</u>箇所等の位置を把握しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 国・県の役割</p>	<p><u>想定される最大規模の降雨により公共下水道など排水施設に雨水を排除できなくなった場合や排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に発生する浸水（いわゆる「内水による浸水」）について、市町村は、水防法に基づき想定区域を定め公表することが義務付けられていることから、内水ハザードマップを作成し、住民への周知徹底を図る。</u></p> <p><b>第14節 医療救護体制の整備</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>① 医療救護体制の整備 (略)</p> <p>オ 医療救護資器材の確保等 市は、市医師会と救護所における応急処置用資器材、薬剤等を選定しその備蓄を図るとともに、<u>「いわき市災害時の薬剤師会の医療救護活動等に関する協定書」に基づき、市薬剤師会と薬剤師の派遣、医薬品及び衛生材料の補給等</u>について事前に協議する。</p> <p><b>第18節 土砂災害等の予防</b> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>国・県は、大雨に伴う地すべり・がけ崩れ等の土砂災害等を防止するため、急傾斜地の崩壊・土石流または地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施するとともに、危険箇所における必要な災害防止策を実施する。</p> <p>市は、県と連携を図りながら土砂災害<u>のおそれのある</u>箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を防災マップの配布等により住民へ周知する。また、関係法令に基づき宅地造成等に対する規制を行うなど造成地の災害予防対策を実施する。</p> </div> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 平時から土砂災害等の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害<u>のおそれのある</u>箇所等の位置を把握しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 国・県の役割</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害<u>危険</u>箇所等の調査及び住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>ケ 二次災害の予防</p> <p>    a 土砂災害<u>危険</u>箇所等の調査点検</p> <p>    b 土砂災害<u>危険</u>箇所等の応急対策</p> <p>    c 二次的な土砂災害への対策</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>ウ 宅地造成地<u>                    </u>等に係る災害予防対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 土石流災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            大雨に伴う土石流による災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>土石流危険溪流や土石流危険区域</u>、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地すべり災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            大雨に伴う地すべりによる災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>地すべり危険箇所や地すべり危険区域</u>、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>        イ 農林水産部</p> <p>            急峻な地形と脆弱な地質により<u>地すべり危険箇所</u>が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘引されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。</p> <p>(3) 急傾斜地災害予防対策</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害<u>のおそれのある</u>箇所等の調査及び住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>ケ 二次災害の予防</p> <p>    a 土砂災害<u>のおそれのある</u>箇所等の調査点検</p> <p>    b 土砂災害<u>のおそれのある</u>箇所等の応急対策</p> <p>    c 二次的な土砂災害への対策</p> <p><u>コ 盛土による災害防止対策</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>ウ 宅地造成<u>及び特定盛土</u>等に係る災害予防対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 土石流災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            大雨に伴う土石流による災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>土砂災害警戒区域等（土石流）</u>や土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地すべり災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            大雨に伴う地すべりによる災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>土砂災害警戒区域等（地すべり）</u>や地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>        イ 農林水産部</p> <p>            急峻な地形と脆弱な地質により<u>土砂災害警戒区域等（地すべり）</u>が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘引されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。</p> <p>(3) 急傾斜地災害予防対策</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・20	<p>① 県の役割</p> <p>ア 土木部</p> <p>大雨に伴うがけ崩れによる災害から市民の生命と財産を守るため、急傾斜地対策事業を推進するとともに、市に対し、<u>急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域</u>、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第20節 農地・農業用施設等の災害予防</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>各施設管理者は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害<u>危険箇所</u>等の点検、監視を行い、安全を確保する。</p> <p>用排水施設管理者は、洪水等の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。</p> <p>市は、ため池マップやため池ハザードマップの配布等により、浸水想定区域や避難場所、緊急時の連絡先について住民に対し周知する。</p> </div> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>④ 施設の点検</p> <p>気象警報等が発表され、風水害発生の危険が予想される場合は、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、<u>地すべり危険箇所</u>等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>(略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>気象警報等が発表され、風水害発生の危険が予想される場合は、市と連携して直ちにパ</p>	<p>① 県の役割</p> <p>ア 土木部</p> <p>大雨に伴うがけ崩れによる災害から市民の生命と財産を守るため、急傾斜地対策事業を推進するとともに、市に対し、<u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）や</u>がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第20節 農地・農業用施設等の災害予防</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>各施設管理者は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害<u>警戒区域</u>等の点検、監視を行い、安全を確保する。</p> <p>用排水施設管理者は、洪水等の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。</p> <p>市は、ため池マップやため池ハザードマップの配布等により、浸水想定区域や避難場所、緊急時の連絡先について住民に対し周知する。</p> </div> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>④ 施設の点検</p> <p>気象警報等が発表され、風水害発生の危険が予想される場合は、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、<u>土砂災害警戒区域（地すべり）</u>等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>(略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>気象警報等が発表され、風水害発生の危険が予想される場合は、市と連携して直ちにパ</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・25	<p>トロールを実施し、ため池、<u>地すべり危険箇所</u>等の緊急点検を行う体制を整備する。</p> <p><b>第25節 ライフライン強化対策（電話）</b></p> <p>【実施主体】<u>東日本電信電話</u>（株）－福島支店 【本庁】危機管理部、総務部</p> <p>1 計画の目的</p> <p><u>東日本電信電話</u>（株）－福島支店は、電気通信事業の公共性から災害時においても重要通信を確保できるよう、平時から設備自体を強固にし、風水害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。</p> <p>＜達成目標＞ <u>東日本電信電話</u>（株）は、電気通信設備の公共性にかんがみ、風水害発生時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>（略）</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 事業者の役割</p> <p>（略）</p> <p>⑤ 広域応援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生した場合は、<u>東日本電信電話会社</u>グループ各社に対して応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平時から対応方法について定めておく。</p>	<p>トロールを実施し、ため池、<u>土砂災害警戒区域（地すべり）</u>等の緊急点検を行う体制を整備する。</p> <p><b>第25節 ライフライン強化対策（電話）</b></p> <p>【実施主体】<u>NTT東日本</u>（株）－福島支店 【本庁】危機管理部、総務部</p> <p>1 計画の目的</p> <p><u>NTT東日本</u>（株）－福島支店は、電気通信事業の公共性から災害時においても重要通信を確保できるよう、平時から設備自体を強固にし、風水害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。</p> <p>＜達成目標＞ <u>NTT東日本</u>（株）は、電気通信設備の公共性にかんがみ、風水害発生時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>（略）</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 事業者の役割</p> <p>（略）</p> <p>⑤ 広域応援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生した場合は、<u>NTT</u>グループ各社に対して応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平時から対応方法について定めておく。</p>
2・26	<p><b>第26節 ライフライン強化対策（携帯電話）</b></p> <p>【実施主体】<u>携帯電話会社</u>（<u>（株）NTTドコモ、KDD I（株）、ソフトバンクモバイル（株）</u>） 【本庁】危機管理部</p> <p>1 計画の目的</p> <p>（株）NTTドコモ<u>東北支社</u>、KDD I（株）、ソフトバンクモバイル（株）、<u>（株）</u>（以下「携帯電話会社」という。）は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう平時から設備自体を強固にし、風水害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上に努める。</p>	<p><b>第26節 ライフライン強化対策（携帯電話）</b></p> <p>【実施主体】<u>（株）NTTドコモ、KDD I（株）、ソフトバンクモバイル（株）、楽天モバイル（株）</u> 【本庁】危機管理部</p> <p>1 計画の目的</p> <p>（株）NTTドコモ<u>（株）</u>、KDD I（株）、ソフトバンクモバイル（株）、<u>楽天モバイル（株）</u>（以下「携帯電話会社」という。）は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう平時から設備自体を強固にし、風水害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上に努める。</p>



いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案								
	<p>災害時におけるボランティア<u>団体</u>等による支援活動は、被災住民の生活の安定や再建に重要な役割を果たすことから、災害時に適時適切な支援を受けられるよう、平時から関係団体等との連携を図り、ボランティア活動の環境整備や受入体制の整備に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt; 市は、災害ボランティアの受け入れや活動が円滑に行われるよう、平時から市社会福祉協議会や_____NPO等と災害時の役割分担等について協議するなどネットワークの構築に努める。 また、医療・救護活動や要配慮者等の介護支援、被災者の心のケアなど専門知識を必要とする分野に係るボランティアについては、県や他の自治体との協定や各種機関等との連携を図るなどにより、災害時に人材を確保できる体制づくりに努める。 さらに、市社会福祉協議会の主催講座や市の講演会等を通じて、災害ボランティア活動に関する啓発活動を行うなど人材育成に努める。</p> </div> <p>【災害ボランティアの区分】</p> <p>① 職能による区分</p> <table border="1" data-bbox="463 961 1519 1192"> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア</td> </tr> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>医師や看護師、手話<u>奉仕員</u>やガイドヘルパー、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 主な関係機関の役割</p> <p>① いわき市社会福祉協議会 (略)</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>② <u>ボランティア保険の周知</u> <u>災害ボランティア活動を希望する者に対し、活動を始める前にボランティア保険に加入するよう周知に努める。</u></p>	一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア	専門ボランティア	医師や看護師、手話 <u>奉仕員</u> やガイドヘルパー、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア	<p>災害時におけるボランティア_____等による支援活動は、被災住民の生活の安定や再建に重要な役割を果たすことから、災害時に適時適切な支援を受けられるよう、平時から関係団体等との連携を図り、ボランティア活動の環境整備や受入体制の整備に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt; 市は、災害ボランティアの受け入れや活動が円滑に行われるよう、平時から市社会福祉協議会や<u>登録被災者援護協力団体</u>、NPO等と災害時の役割分担等について協議するなどネットワークの構築に努める。 また、医療・救護活動や要配慮者等の介護支援、被災者の心のケアなど専門知識を必要とする分野に係るボランティアについては、県や他の自治体との協定や各種機関等との連携を図るなどにより、災害時に人材を確保できる体制づくりに努める。 さらに、市社会福祉協議会の主催講座や市の講演会等を通じて、災害ボランティア活動に関する啓発活動を行うなど人材育成に努める。</p> </div> <p>【災害ボランティアの区分】</p> <p>① 職能による区分</p> <table border="1" data-bbox="1668 961 2724 1192"> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア</td> </tr> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>医師や看護師、手話<u>通訳</u>やガイドヘルパー、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 主な関係機関の役割</p> <p>① いわき市社会福祉協議会 (略)</p> <p><u>エ 災害ボランティア活動を希望する者に対し、活動を始める前にボランティア保険に加入するよう周知に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <hr/> <hr/>	一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア	専門ボランティア	医師や看護師、手話 <u>通訳</u> やガイドヘルパー、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア
一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア									
専門ボランティア	医師や看護師、手話 <u>奉仕員</u> やガイドヘルパー、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア									
一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア									
専門ボランティア	医師や看護師、手話 <u>通訳</u> やガイドヘルパー、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア									

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・40	<p><b>第40節 災害応援・受援体制の整備</b></p> <p>2 市の役割と業務の内容 (略)</p> <p>(2) 体制の具現化 相互応援・受援を迅速かつ効果的に実施するため、予め派遣すべき部局や応援を受け入れる体制を次のとおり定める。</p> <p>① 受援</p> <p>ア 人的受援対策</p> <p>a 総務部は、業務継続計画を策定する中で災害発生時の応急業務や災害時にあっても優先して行う通常業務を抽出するとともに、不足が見込まれる業種及び人数を算定しておく。</p> <p>b 総務部は、他市からの応援職員が宿泊可能な公共施設を抽出するとともに、不足が見込まれる場合は、民間施設の使用について協定の締結等を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p><b>第40節 災害応援・受援体制の整備</b></p> <p>2 市の役割と業務の内容 (略)</p> <p>(2) 体制の具現化 相互応援・受援を迅速かつ効果的に実施するため、予め派遣すべき部局や応援を受け入れる体制を次のとおり定める。</p> <p>① 受援</p> <p>ア 人的受援対策</p> <p>a 総務部は、業務継続計画を策定する中で災害発生時の応急業務や災害時にあっても優先して行う通常業務を抽出するとともに、不足が見込まれる業種及び人数を算定しておく。</p> <p>b 総務部は、他市からの応援職員が宿泊可能な公共施設を抽出するとともに、不足が見込まれる場合は、民間施設の使用について協定の締結等を行い、<u>応援職員に対して提供できる、公共施設、民間施設、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
3・1	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>大雨や洪水、暴風などの災害発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に活かし、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を整える。</p> <div data-bbox="418 1318 1516 1591" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、大規模な風水害が発生するおそれのある場合または発生した場合、限られた人員を効率的に配備し、市の組織が一丸となって災害応急対策にあたるため、<u>災害対策本部設置・運営マニュアル等に基づき発災後</u> _____ すみやかに災対本部及び災対各地区本部を設置し、必要に応じて災対各地区本部に職員を派遣するなど、災害に対し本市の総合力をもってあたる。</p> </div> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>大雨や洪水、暴風などの災害発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に活かし、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を整える。</p> <div data-bbox="1626 1318 2724 1591" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、大規模な風水害が発生するおそれのある場合または発生した場合、限られた人員を効率的に配備し、市の組織が一丸となって災害応急対策にあたるため、<u>あらかじめ防災行動計画（タイムライン）を作成し、関係機関と連携して迅速な対応を行う。また、発災後は、</u>すみやかに災対本部及び災対各地区本部を設置し、必要に応じて災対各地区本部に職員を派遣するなど、災害に対し本市の総合力をもってあたる。</p> </div> <p><b>2 防災行動計画</b></p> <p><u>防災行動計画（タイムライン）とは、市及び防災関係機関が連携し災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何を」実施するのかに着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画である。それぞれの役割を明確にすることで、災害時の連携した迅速な防災行動につなげ、被害の軽減等を図るものとする。 また、平時から</u></p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案								
	<p><u>2</u> 出動体制 (略)</p> <p><u>3</u> 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準 (略)</p> <p><u>4</u> 避難所の開設 (略)</p> <p><u>5</u> 災害対策本部及び災害対策各地区本部の体制 (略)</p> <p><u>6</u> 指揮命令の順位 (略)</p> <p><u>7</u> いわき市防災会議連絡員室の設置 (略)</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(3) 市が行う応援要請</p> <p>① 指定地方行政機関に対する要請 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>ウ</u> 市長は、応急対策または災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、東北地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあつせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。</p> <p>〈使用要請事項〉</p> <table border="1" data-bbox="468 1770 1507 1858"> <tr> <td>・使用を要請する理由</td> <td>・その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>・使用を必要とする期間</td> <td></td> </tr> </table>	・使用を要請する理由	・その他必要な事項	・使用を必要とする期間		<p><u>防災訓練等を実施し、同計画の効率的な運用に努めるとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 出動体制 (略)</p> <p><u>4</u> 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準 (略)</p> <p><u>5</u> 避難所の開設 (略)</p> <p><u>6</u> 災害対策本部及び災害対策各地区本部の体制 (略)</p> <p><u>7</u> 指揮命令の順位 (略)</p> <p><u>8</u> いわき市防災会議連絡員室の設置 (略)</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(3) 市が行う応援要請</p> <p>① 指定地方行政機関に対する要請 (略)</p> <p><u>ウ</u> 市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 市長は、ウの要求ができない場合には、その旨及び市内の災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p> <p><u>オ</u> 市長は、応急対策または災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、東北地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあつせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。</p> <p>〈使用要請事項〉</p> <table border="1" data-bbox="1676 1770 2715 1858"> <tr> <td>・使用を要請する理由</td> <td>・その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>・使用を必要とする期間</td> <td></td> </tr> </table>	・使用を要請する理由	・その他必要な事項	・使用を必要とする期間	
・使用を要請する理由	・その他必要な事項									
・使用を必要とする期間										
・使用を要請する理由	・その他必要な事項									
・使用を必要とする期間										

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																												
3・4	<p>三 避難指示等を発令する場合において地方行政機関に対し必要な助言を求める。</p> <p><b>第4節 気象情報等の伝達</b></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) いわき市に関する注意報・警報等の種類と概要</p> <p>① 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>ア 特別警報</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="409 646 1472 1608"> <thead> <tr> <th>特別警報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>土砂崩れ及び浸水特別警報は、その警報事項を気象特別警報に含めて行われる。</u></p> <p>イ 警報・注意報・気象情報</p> <p>(略)</p>	特別警報の種類	概 要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<p>カ 避難指示等を発令する場合において地方行政機関に対し必要な助言を求める。</p> <p><b>第4節 気象情報等の伝達</b></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) いわき市に関する注意報・警報等の種類と概要</p> <p>① 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>ア 特別警報</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1614 646 2677 1608"> <thead> <tr> <th>特別警報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に含めて行われ、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u></p> <p>イ 警報・注意報・気象情報</p> <p>(略)</p>	特別警報の種類	概 要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
特別警報の種類	概 要																													
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																													
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																													
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																													
特別警報の種類	概 要																													
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																													
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																													
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																													

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>c 気象情報</p> <p>(a) 福島県気象情報            気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意_____を喚起する            場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>注意</u>            _____を解説する場合等に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>(e) 竜巻注意情報            竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突            風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜            巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、中通り・浜通り・            会津の区域単位で発表される。<u>_____</u></p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで            確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その            周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付            加した情報が中通り・浜通り・会津の区域単位で発表される。この情報の有効期間            は、発表から概ね1時間である。</p> <p>主な警報・注意報の種類と概要は以下のとおりとなっている            (略)</p> <p style="text-align: right;">警報・注意報発表基準一覧表 <u>令和6年5月23日</u>現在            発表官署 福島地方気象台</p>	<p>c 気象情報</p> <p>(a) 福島県気象情報            気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・<u>警戒</u>を喚起す            る場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>留意</u>  <u>点等</u>を解説する場合等に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>(e) 竜巻注意情報            竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突            風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜            巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、中通り・浜通り・            会津の区域単位で発表される。<u>この情報の有効期間は、発表から約1時間である。</u></p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで            確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その            周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付            加した情報が中通り・浜通り・会津の区域単位で発表される。この情報の有効期            間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>主な警報・注意報の種類と概要は以下のとおりとなっている            (略)</p> <p style="text-align: right;">警報・注意報発表基準一覧表 <u>令和7年5月29日</u>現在            発表官署 福島地方気象台</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>章・節</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">いわき市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">福島県</td> </tr> <tr> <td>一時細分区域</td> <td colspan="2">浜通り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">浜通り南部</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 15</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 84</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域=<b>11.7</b>,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,35.9),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),夏井川流域(8, 40.6),宮川流域=(8,5.7)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間の降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>山沿い</td> <td>12時間の降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域=<b>9.3</b>,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(5,8.4),好間川流域=(5,16.4),鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5,<b>9.3</b>),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1),三夜川流域=(5,<b>2.5</b>),宮川流域=(5,5.1),障子川流域=(5,1.4)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>15m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間の降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>山沿い</td> <td>12時間の降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">0.9m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="3">融雪により被害が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>陸上</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">①最小湿度40%, 実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%, 実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="3">①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table> <p>※</p> <p>(略)</p>	いわき市	府県予報区	福島県		一時細分区域	浜通り			市町村等をまとめた地域	浜通り南部		警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 84	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域= <b>11.7</b> ,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2		複合基準 ※1	新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,35.9),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),夏井川流域(8, 40.6),宮川流域=(8,5.7)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		暴風	平均風速	陸上	18m/s			海上	20m/s	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う			海上	20m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ20cm			山沿い	12時間の降雪の深さ30cm	波浪	有義波高	6.0m		高潮	潮位	1.4m		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	53	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域= <b>9.3</b> ,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(5,8.4),好間川流域=(5,16.4),鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5, <b>9.3</b> ),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1),三夜川流域=(5, <b>2.5</b> ),宮川流域=(5,5.1),障子川流域=(5,1.4)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		強風	平均風速	陸上	12m/s			海上	15m/s	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う			海上	15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ10cm			山沿い	12時間の降雪の深さ20cm	波浪	有義波高	3.0m		高潮	潮位	0.9m		雷	落雷等により被害が予想される場合			融雪	融雪により被害が予想されるとき			濃霧	視程	陸上	100m			海上	500m	乾燥	①最小湿度40%, 実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%, 実効湿度60%			なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき			霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">いわき市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">福島県</td> </tr> <tr> <td>一時細分区域</td> <td colspan="2">浜通り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">浜通り南部</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 15</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 84</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域=<b>11.2</b>,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,35.9),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),夏井川流域(8, 40.6),宮川流域=(8,5.7)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間の降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>山沿い</td> <td>12時間の降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域=<b>8.9</b>,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(5,8.4),好間川流域=(5,16.4),鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5,<b>8.6</b>),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1),三夜川流域=(5,<b>2.4</b>),宮川流域=(5,5.1),障子川流域=(5,1.4)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>15m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間の降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>山沿い</td> <td>12時間の降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">0.9m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="3">融雪により被害が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>陸上</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海上</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">①最小湿度40%, 実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%, 実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="3">①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table> <p>※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>(略)</p>	いわき市	府県予報区	福島県		一時細分区域	浜通り			市町村等をまとめた地域	浜通り南部		警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 84	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域= <b>11.2</b> ,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2		複合基準 ※1	新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,35.9),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),夏井川流域(8, 40.6),宮川流域=(8,5.7)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		暴風	平均風速	陸上	18m/s			海上	20m/s	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う			海上	20m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ20cm			山沿い	12時間の降雪の深さ30cm	波浪	有義波高	6.0m		高潮	潮位	1.4m		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	53	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域= <b>8.9</b> ,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(5,8.4),好間川流域=(5,16.4),鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5, <b>8.6</b> ),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1),三夜川流域=(5, <b>2.4</b> ),宮川流域=(5,5.1),障子川流域=(5,1.4)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		強風	平均風速	陸上	12m/s			海上	15m/s	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う			海上	15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ10cm			山沿い	12時間の降雪の深さ20cm	波浪	有義波高	3.0m		高潮	潮位	0.9m		雷	落雷等により被害が予想される場合			融雪	融雪により被害が予想されるとき			濃霧	視程	陸上	100m			海上	500m	乾燥	①最小湿度40%, 実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%, 実効湿度60%			なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき			霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
	いわき市		府県予報区	福島県																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
一時細分区域		浜通り																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	市町村等をまとめた地域	浜通り南部																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 84																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域= <b>11.7</b> ,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		複合基準 ※1	新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,35.9),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),夏井川流域(8, 40.6),宮川流域=(8,5.7)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	暴風	平均風速	陸上	18m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		山沿い	12時間の降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
波浪	有義波高	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高潮	潮位	1.4m																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		土壌雨量指数基準	53																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域= <b>9.3</b> ,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(5,8.4),好間川流域=(5,16.4),鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5, <b>9.3</b> ),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1),三夜川流域=(5, <b>2.5</b> ),宮川流域=(5,5.1),障子川流域=(5,1.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	強風	平均風速	陸上	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			山沿い	12時間の降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	高潮	潮位	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	融雪	融雪により被害が予想されるとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	濃霧	視程	陸上	100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	500m																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
乾燥	①最小湿度40%, 実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%, 実効湿度60%																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
いわき市	府県予報区	福島県																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	一時細分区域	浜通り																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	市町村等をまとめた地域	浜通り南部																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 84																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域= <b>11.2</b> ,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		複合基準 ※1	新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,35.9),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),夏井川流域(8, 40.6),宮川流域=(8,5.7)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	暴風	平均風速	陸上	18m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		山沿い	12時間の降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
波浪	有義波高	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高潮	潮位	1.4m																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		土壌雨量指数基準	53																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域= <b>8.9</b> ,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(5,8.4),好間川流域=(5,16.4),鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5, <b>8.6</b> ),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1),三夜川流域=(5, <b>2.4</b> ),宮川流域=(5,5.1),障子川流域=(5,1.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	強風	平均風速	陸上	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			山沿い	12時間の降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	高潮	潮位	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	融雪	融雪により被害が予想されるとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	濃霧	視程	陸上	100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			海上	500m																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
乾燥	①最小湿度40%, 実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%, 実効湿度60%																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>(3) 注意報・警報等の伝達 (略) ② 情報伝達の体系</p> <p style="text-align: center;">防災気象情報の伝達系統図</p> <p style="text-align: center;">気象庁 <u>      </u> または 福島地方気象台</p> <p>国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 福島海上保安部 陸上自衛隊 福島駐屯地 第44普通科連隊 NHK 福島放送局 報道機関 (NHK 除く)</p> <p>消防庁 NTT 東日本 または NTT 西日本 ※NTT 東日本が被災等で受信できない場合は、NTT 西日本が代わりに受信して伝達する</p> <p>福島県 (危機管理総室) 県総合情報通信ネットワーク 庁内 関係機関 県合同庁舎 地方振興局 建設事務所 土木・港湾建設・ダム管理事務所 その他県出先機関</p> <p>福島県警察本部 各警察署 駐在所</p> <p>いわき市 消防本部</p> <p>地域住民</p> <p>アラート</p> <p>(必要に応じ)</p> <p>※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 ※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>(3) 注意報・警報等の伝達 (略) ② 情報伝達の体系</p> <p style="text-align: center;">防災気象情報の伝達系統図</p> <p style="text-align: center;">気象庁 <b>本庁</b> または 福島地方気象台</p> <p>国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 福島海上保安部 陸上自衛隊 福島駐屯地 第44普通科連隊 NHK 福島放送局 報道機関 (NHK 除く)</p> <p>消防庁 NTT 東日本 または NTT 西日本 ※NTT 東日本が被災等で受信できない場合は、NTT 西日本が代わりに受信して伝達する</p> <p>福島県 (危機管理総室) 県総合情報通信ネットワーク 庁内 関係機関</p> <p>県合同庁舎 地方振興局 建設事務所 土木・港湾建設・ダム管理事務所 その他県出先機関</p> <p>福島県警察本部 各警察署 駐在所</p> <p>いわき市 消防本部</p> <p>地域住民</p> <p>アラート</p> <p>(必要に応じ)</p> <p>※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 ※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
<p>3・6</p> <p>3・7</p>	<p><b>第6節 災害情報の収集・伝達</b></p> <p>【災対本部】全部・班 【災対各地区本部】全班</p> <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（磐城国道事務所）</li> <li>・県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）</li> <li>・防災関係機関、放送事業者、<u>ボランティア団体等</u></li> </ul> <p>1 計画の目的</p> <p>（略）</p> <p>＜達成目標＞</p> <p>市は、県、<u>ボランティア団体等</u>と連携して災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関等に情報提供を行う。</p> <p>市民に対しては、ラジオ、テレビ、広報車、ホームページ、防災行政無線、携帯メール、掲示板など特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。</p> <p>（略）</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>（略）</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>（略）</p> <p>イ 被害が発生した場合には、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」等に基づき、県総合情報通信ネットワーク（<u>防災事務連絡システム</u>）により県に報告するとともに、当該情報については、報道機関等を通じて市民や防災関係機関に提供する。</p> <p>（略）</p> <p>4 市の実施体制</p> <p>（略）</p> <p>(1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内）</p> <p>（略）</p> <p>② <u>災対産業振興部・災対財政部</u>：物資統括班</p> <p>（略）</p> <p><b>第7節 通信の確保</b></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 通信施設の応急対策</p>	<p><b>第6節 災害情報の収集・伝達</b></p> <p>【災対本部】全部・班 【災対各地区本部】全班</p> <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（磐城国道事務所）</li> <li>・県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）</li> <li>・防災関係機関、放送事業者、<u>登録被災者援護協力団体等</u></li> </ul> <p>1 計画の目的</p> <p>（略）</p> <p>＜達成目標＞</p> <p>市は、県、<u>登録被災者援護協力団体等</u>と連携して災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関等に情報提供を行う。</p> <p>市民に対しては、ラジオ、テレビ、広報車、ホームページ、防災行政無線、携帯メール、掲示板など特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。</p> <p>（略）</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>（略）</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>（略）</p> <p>イ 被害が発生した場合には、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」等に基づき、県総合情報通信ネットワーク（<u>福島県総合防災情報システム</u>）により県に報告するとともに、当該情報については、報道機関等を通じて市民や防災関係機関に提供する。</p> <p>（略）</p> <p>4 市の実施体制</p> <p>（略）</p> <p>(1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内）</p> <p>（略）</p> <p>② <u>災対財政部・災対産業振興部</u>：物資統括班</p> <p>（略）</p> <p><b>第7節 通信の確保</b></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 通信施設の応急対策</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
<p>3・10 第10節 避難対策</p> <p>5 避難 (略)</p> <p>(2) 携行品</p>	<p>市は、発災直後に市災対本部や災対各地区本部など災害対応拠点施設を中心に通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、ただちに復旧にあたるとともに、その間は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話などにより復旧までの通信の確保に努める。</p> <p>① 公衆通信施設</p> <p>ア 災害時優先電話</p> <p>通話が輻輳しても、防災関係機関との重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ<u>東日本電信電話(株)</u>の指定を受けた電話であり、市は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。</p> <p>イ 特設公衆電話</p> <p>市と<u>東日本電信電話(株)</u>との協定に基づき、小・中学校など主要避難所にあらかじめ専用回線を整備しており、大規模災害時には、被災者が無料で利用することができる。</p> <p>(略)</p> <p>③ 衛星携帯電話</p> <p>市外_____との情報連絡手段のバックアップとして、<u>災対本部に配備する。</u></p> <hr/> <p>【避難時の携行品】</p> <p>① 服 装： 動きやすく、重ね着で温度調節ができるよう心掛け、防寒を兼ねて靴下、帽子、軍手なども準備しておく。</p> <p>② 持ち物： 貴重品並びに非常持出袋に収納可能な程度の荷物とする。準備があれば、1人あたり1日分の食料や3リットルの飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、タオル等。必要に応じて、常備薬、おくすり手帳、_____保険証、食物アレルギー対応食、メガネ、入歯、オムツ、生理用品を用意する。</p> <p>特に、乳幼児用ミルクや離乳食、紙おむつや生理用品など嗜好性の高いものや食物アレルギー対応食、慢性疾患等による食事制限が必要な者に対する特別用途食など個別の対応が求められる品目については、発災直後に入手することは極めて困難であることから、可能な限り家庭で備蓄したものを活用する。</p>	<p>市は、発災直後に市災対本部や災対各地区本部など災害対応拠点施設を中心に通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、ただちに復旧にあたるとともに、その間は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話などにより復旧までの通信の確保に努める。</p> <p>① 公衆通信施設</p> <p>ア 災害時優先電話</p> <p>通話が輻輳しても、防災関係機関との重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ<u>NTT東日本(株)</u>の指定を受けた電話であり、市は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。</p> <p>イ 特設公衆電話</p> <p>市と<u>NTT東日本(株)</u>との協定に基づき、小・中学校など主要避難所にあらかじめ専用回線を整備しており、大規模災害時には、被災者が無料で利用することができる。</p> <p>(略)</p> <p>③ 衛星通信</p> <p>市外<u>や孤立集落等</u>との情報連絡手段のバックアップとして、<u>衛星通信を活用した携帯電話やインターネット機器の災対本部への配備、活用に努める。</u></p> <p>第10節 避難対策</p> <p>5 避難 (略)</p> <p>(2) 携行品</p> <p>携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度とする。なお、家財の持出し等は、原則として行わないようにする。</p> <p>【避難時の携行品】</p> <p>① 服 装： 動きやすく、重ね着で温度調節ができるよう心掛け、防寒を兼ねて靴下、帽子、軍手なども準備しておく。</p> <p>② 持ち物： 貴重品並びに非常持出袋に収納可能な程度の荷物とする。準備があれば、1人あたり1日分の食料や3リットルの飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、タオル等。必要に応じて、常備薬、おくすり手帳、<u>マイナ</u>保険証、食物アレルギー対応食、メガネ、入歯、オムツ、生理用品を用意する。</p> <p>特に、乳幼児用ミルクや離乳食、紙おむつや生理用品など嗜好性の高いものや食物アレルギー対応食、慢性疾患等による食事制限が必要な者に対する特別用途食など個別の対応が求められる品目については、発災直後に入手することは極めて困難であることから、可能な限り家庭で備蓄したものを活用する。</p>



いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・19	<p>3 業務の内容 (略)</p> <hr/> <p>(10) 性的マイノリティの支援対策 (略)</p> <p><b>第19節 医療救護活動</b></p> <p>2 各主体の責務 (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>イ 災対保健福祉部保健所班は、被災者に対する医療及び助産を実施するため、避難所または市内の医療機関に救護所を設置するとともに、市医師会、市病院協議会など医療関係団体と協議し、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下「医療救護班等」という。）の派遣計画を策定する。</p> <p>ウ 災対保健福祉部保健所班は、市医師会や市薬剤師会、<u>福島薬業協同組合</u>等と協議を行い、救護所における医療救護活動に必要な応急処置用資器材や医薬品等を確保する。</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(3) 医療救護体制 (略)</p> <p>② 救急指定病院（地域災害拠点病院を含む。） 災害発生時には、重傷者の処置、収容及び助産を行うほか、中等傷者に対する処置、精神科医療等の措置を行う。</p> <p>ア 医療救護体制の整備等 災害発生時には、すみやかに医師、看護師等の招集を行うなど医療体制を整え、医療救護を開始するとともに、次の事項についてすみやかに市災対保健福祉部 _____ に連絡する。 (略)</p> <p>(4) 医療、救護資器材及び医薬材料の確保 (略)</p>	<p>3 業務の内容 (略)</p> <p><u>(10) 旅行者を含む帰宅困難者の対策</u> 市は、通勤・通学者及び旅行者等の帰宅困難者に関する情報収集を行うとともに、避難所の開設や代替交通手段の確保など、状況に応じた対策を講じる。</p> <p>(11) 性的マイノリティの支援対策 (略)</p> <p><b>第19節 医療救護活動</b></p> <p>2 各主体の責務 (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>イ 災対保健福祉部保健所班は、被災者に対する医療及び助産を実施するため、避難所または市内の医療機関に救護所を設置するとともに、市医師会、市病院協議会など医療関係団体と協議し、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下「医療救護班等」という。）の派遣を調整する。</p> <p>ウ 災対保健福祉部保健所班は、市医師会や市薬剤師会 _____ 等と協議を行い、救護所における医療救護活動に必要な応急処置用資器材や医薬品等を確保する。</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(3) 医療救護体制 (略)</p> <p>② 救急指定病院（地域災害拠点病院を含む。） 災害発生時には、重傷者の処置、収容及び助産を行うほか、中等傷者に対する処置、精神科医療等の措置を行う。</p> <p>ア 医療救護体制の整備等 災害発生時には、すみやかに医師、看護師等の招集を行うなど医療体制を整え、医療救護を開始するとともに、次の事項についてすみやかに市災対保健福祉部 <u>保健所班</u> に連絡する。 (略)</p> <p>(4) 医療、救護資器材及び医薬材料の確保 (略)</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・20	<p>② 血液の確保 市（災対保健福祉部_____、医療センター）は、赤十字血液センター施設等の被災状況をすみやかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部に対し、血液確保の協力要請を行う。</p> <p>第20節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1) 道路管理者等の応急対策 (略)</p> <p>② 緊急の措置等 (略)</p> <p>イ 道路啓開 (略)</p> <hr/> <p><u>b</u> 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上障害物については、県警察本部の協力を得るなどして排除する。</p> <p><u>c</u> 道路区間が指定された場合において、車両を移動するよう命じられた車両等の占有者等が当該措置をとらない場合、または運転者がいない場合は、道路管理者等は自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p><u>d</u> 道路管理者等は、自ら車両の移動等を行った場合は、やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。</p>	<p>② 血液の確保 市（災対保健福祉部<u>保健所班</u>、医療センター）は、赤十字血液センター施設等の被災状況をすみやかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部に対し、血液確保の協力要請を行う。</p> <p>第20節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1) 道路管理者等の応急対策 (略)</p> <p>② 緊急の措置等 (略)</p> <p>イ 道路啓開 (略)</p> <p><u>b</u> <u>東北道路啓開計画（福島県版）に位置けられた路線については、東北道路啓開計画に基づき道路啓開を実施する。</u></p> <p><u>c</u> 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上障害物については、県警察本部の協力を得るなどして排除する。</p> <p><u>d</u> 道路区間が指定された場合において、車両を移動するよう命じられた車両等の占有者等が当該措置をとらない場合、または運転者がいない場合は、道路管理者等は自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p><u>e</u> 道路管理者等は、自ら車両の移動等を行った場合は、やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。</p>
3・24	<p>第24節 農地・農業用施設の応急対策</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 災害発生の未然防止 (略)</p> <p>② 災害発生直前の対策</p> <p>ア 施設の点検、監視 施設管理者は、風水害の発生の恐れがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害<u>危険箇所</u>等の点検、監視を行う。</p>	<p>第24節 農地・農業用施設の応急対策</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 災害発生の未然防止 (略)</p> <p>② 災害発生直前の対策</p> <p>ア 施設の点検、監視 施設管理者は、風水害の発生の恐れがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害<u>警戒区域</u>等の点検、監視を行う。</p>
3・30	<p>第30節 リ災証明書発行対策</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) リ災証明書の発行対象</p>	<p>第30節 リ災証明書発行対策</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) リ災証明書の発行対象</p>



いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案				
<p>3・54</p>	<p>(3) 復旧対策の実施計画 市（災对生活環境部）は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、できる限り速やかな復旧対策を実施する。 復旧にあたっては、処理場、ポンプ場、管路など主要施設から順次行う。</p> <hr/> <p><b>第54節 ボランティアとの協働</b></p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して市内各地域の被災実情に応じ、市社会福祉センターや、各地区本部などへ災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの組織は、以下の図を基本とし、センターの設置・運営については、社会福祉協議会を主体としてボランティア団体等の協力を得て組織する。</p> <hr/> <p>(2) 市（災対市民協働部）の役割 (略)</p> <p>② 災害ボランティアセンターの運営支援 ア 災害ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、市社会福祉協議会に対して市防災会議連絡員室への職員派遣を要請し、相互の情報共有を図る。 イ 求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所など災害ボランティア活動に必要な情報収集を行い、災害ボランティアセンターに提供する。 <u>ウ ボランティア保険への加入について啓発に努める。</u></p>	<p>(3) 復旧対策の実施計画 市（災对生活環境部）は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、できる限り速やかな復旧対策を実施する。 復旧にあたっては、処理場、ポンプ場、管路など主要施設から順次行う。 <u>また、応急対策にあたっては、災対水道部と連携し、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><b>第54節 ボランティアとの協働</b></p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して市内各地域の被災実情に応じ、市社会福祉センターや、各地区本部などへ災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの組織は、以下の図を基本とし、センターの設置・運営については、社会福祉協議会を主体としてボランティア団体等の協力を得て組織する。 <u>災害ボランティア活動を希望する者に対しては、活動を始める前にボランティア保険に加入するよう周知に努める。</u></p> <p>(2) 市（災対市民協働部）の役割 (略)</p> <p>② 災害ボランティアセンターの運営支援 ア 災害ボランティアセンターとの連絡調整について担当者を配置し、速やかに連絡体制を整える。 イ 求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所など災害ボランティア活動に必要な情報収集を行い、災害ボランティアセンターに提供する。</p> <hr/> <p><b>第55節 労務等の確保・供給</b></p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(5) 従事命令、協力命令 (略)</p> <p>② 命令対象者</p> <table border="1" data-bbox="403 1724 1516 1770"> <tr> <td>命令区分（作業対象）</td> <td>対 象 者</td> </tr> </table>	命令区分（作業対象）	対 象 者		
命令区分（作業対象）	対 象 者					
<p>3・55</p>	<p>第55節 労務等の確保・供給</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(5) 従事命令、協力命令 (略)</p> <p>② 命令対象者</p> <table border="1" data-bbox="403 1724 1516 1770"> <tr> <td>命令区分（作業対象）</td> <td>対 象 者</td> </tr> </table>	命令区分（作業対象）	対 象 者	<p>第55節 労務等の確保・供給</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(5) 従事命令、協力命令 (略)</p> <p>② 命令対象者</p> <table border="1" data-bbox="1605 1724 2718 1770"> <tr> <td>命令区分（作業対象）</td> <td>対 象 者</td> </tr> </table>	命令区分（作業対象）	対 象 者
命令区分（作業対象）	対 象 者					
命令区分（作業対象）	対 象 者					

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医師、歯科医師または薬剤師</li> <li>2. <u>保健師、助産師または看護師</u></li> <li>_____</li> <li>_____</li> <li>_____</li> <li>_____</li> <li>3. 土木技術者または建築技術者</li> <li>4. 土木、左官、とび職</li> <li>5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者</li> <li>6. 地方鉄道業者及びその従業者</li> <li>7. 軌道経営者及びその従業者</li> <li>8. 自動車運送業者及びその従事者</li> <li>9. 船舶運送業者及びその従業者</li> <li>10. 港湾運送業者及びその従業者</li> </ol> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医師、歯科医師または薬剤師</li> <li>2. <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師または看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</u></li> <li>3. <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師または相談支援専門員</u></li> <li>4. 土木技術者または建築技術者</li> <li>5. 土木、左官、とび職</li> <li>6. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者</li> <li>7. 地方鉄道業者及びその従業者</li> <li>8. 軌道経営者及びその従業者</li> <li>9. 自動車運送業者及びその従事者</li> <li>10. 船舶運送業者及びその従業者</li> <li>11. 港湾運送業者及びその従業者</li> </ol> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>3・56</p>	<p>第56条 災害救助法による救助</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害救助法の適用手続き</p> <p>(略)</p> <p>② 適用の決定</p> <p>(略)</p> <p>ウ 知事は、法を適用したときはすみやかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、<u>次に</u> <u>より県報に公示する。</u></p> <p>エ 知事は、法適用の公表にあたっては、内閣総理大臣と十分な調整を図る。</p> <p><u>【告示の例】</u></p>	<p>第56条 災害救助法による救助</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害救助法の適用手続き</p> <p>(略)</p> <p>② 適用の決定</p> <p>(略)</p> <p>ウ 知事は、法を適用したときはすみやかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、<u>ホーム</u> <u>ページにおいて公示する。</u></p> <p>エ 知事は、法適用の公表にあたっては、内閣総理大臣と十分な調整を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">福島県告示第〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日発生の〇〇災害に関し、〇〇月〇〇日から〇〇市（町、村）の区域において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 福島県知事〇〇〇〇</p> <p>(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施</p> <p>① 救助の種類</p> <p>法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。</p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>キ</u> 生業に必要な資金の給与または貸与</p> <p><u>ク</u> 学用品の給与</p> <p><u>ケ</u> 埋葬</p> <p><u>コ</u> 遺体の捜索及び処理</p> <p><u>サ</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(略)</p> <p>(7) 強制権の発動</p> <p>知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。</p> <p>① 救助業務従事の命令（法第 7 条）</p> <p>法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限</p> <p>ア 医療関係者</p> <p>    a 医師、歯科医師または薬剤師</p> <p>    b <u>保健師、助産師または看護師</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>イ</u> 土木建築関係者</p>	<p>(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施</p> <p>① 救助の種類</p> <p>法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。</p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> <u>福祉サービスの提供</u></p> <p><u>キ</u> 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>ク</u> 生業に必要な資金の給与または貸与</p> <p><u>ケ</u> 学用品の給与</p> <p><u>コ</u> 埋葬</p> <p><u>サ</u> 遺体の捜索及び処理</p> <p><u>シ</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(略)</p> <p>(7) 強制権の発動</p> <p>知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。</p> <p>① 救助業務従事の命令（法第 7 条）</p> <p>法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限</p> <p>ア 医療関係者</p> <p>    a 医師、歯科医師または薬剤師</p> <p>    b <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士または歯科技工士</u></p> <p><u>イ</u> <u>福祉関係者</u></p> <p>    <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師または相談支援専門員</u></p> <p><u>ウ</u> 土木建築関係者</p>



いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																				
	<p>_____ 市民生活の安定を図る。 東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>3 被災者の生活再建 (略)</p> <p>(3) 各種支援制度 (略)</p> <p>② 災害援護資金等の貸付 (略)</p> <p>オ 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <table border="1" data-bbox="448 873 1522 1461"> <tr> <td>根拠法令</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>災害救助法の適否によらない。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>                     1. 母子福祉資金                      ・ 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母                      ・ 父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ）                      _____                      2. 寡婦福祉資金                      ・ 寡婦                      ・ 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）                 </td> </tr> <tr> <td>制度の概要</td> <td>                     母子家庭・_____及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200 万円以内）の種類は以下の 12 種類。                      各資金を無利子または低利で貸付けている。                      1. <u>母</u>_____・母子_____福祉団体対象                      ・ 事業開始資金 ・ 事業継続資金                      2. <u>母</u>_____・児童対象                      ・ 就職支度資金 ・ 医療介護資金                      3. <u>母</u>_____対象                      ・ 技能修得資金 ・ 生活資金 ・ 住宅資金 ・ 転宅資金 _____                 </td> </tr> </table>	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）	手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。	対象となる災害	災害救助法の適否によらない。	対象者	1. 母子福祉資金 ・ 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・ 父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） _____ 2. 寡婦福祉資金 ・ 寡婦 ・ 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）	制度の概要	母子家庭・_____及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200 万円以内）の種類は以下の 12 種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。 1. <u>母</u> _____・母子_____福祉団体対象 ・ 事業開始資金 ・ 事業継続資金 2. <u>母</u> _____・児童対象 ・ 就職支度資金 ・ 医療介護資金 3. <u>母</u> _____対象 ・ 技能修得資金 ・ 生活資金 ・ 住宅資金 ・ 転宅資金 _____	<p><u>めることにより</u>、市民生活の安定を図る。 東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>3 被災者の生活再建 (略)</p> <p>(3) 各種支援制度 (略)</p> <p>② 災害援護資金等の貸付 (略)</p> <p>オ 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <table border="1" data-bbox="1653 873 2727 1461"> <tr> <td>根拠法令</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>災害救助法の適否によらない。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>                     1. 母子福祉資金                      ・ 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母                      ・ 父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ）                      2. <u>父子福祉資金</u>                      ・ <u>20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子</u>                      3. <u>寡婦福祉資金</u>                      ・ 寡婦                      ・ 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）                 </td> </tr> <tr> <td>制度の概要</td> <td>                     母子家庭・<u>父子家庭</u>及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200 万円以内）の種類は以下の 12 種類。                      各資金を無利子または低利で貸付けている。                      1. <u>夫母</u>・<u>寡婦</u>・母子<u>父子</u>福祉団体対象                      ・ 事業開始資金 ・ 事業継続資金                      2. <u>夫母</u>・<u>寡婦</u>・児童対象                      ・ 就職支度資金 ・ 医療介護資金                      3. <u>夫母</u>・<u>寡婦</u>対象                      ・ 技能修得資金 ・ 生活資金 ・ 住宅資金 ・ 転宅資金 ・ <u>結婚資金</u> </td> </tr> </table>	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）	手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。	対象となる災害	災害救助法の適否によらない。	対象者	1. 母子福祉資金 ・ 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・ 父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） 2. <u>父子福祉資金</u> ・ <u>20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子</u> 3. <u>寡婦福祉資金</u> ・ 寡婦 ・ 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）	制度の概要	母子家庭・ <u>父子家庭</u> 及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200 万円以内）の種類は以下の 12 種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。 1. <u>夫母</u> ・ <u>寡婦</u> ・母子 <u>父子</u> 福祉団体対象 ・ 事業開始資金 ・ 事業継続資金 2. <u>夫母</u> ・ <u>寡婦</u> ・児童対象 ・ 就職支度資金 ・ 医療介護資金 3. <u>夫母</u> ・ <u>寡婦</u> 対象 ・ 技能修得資金 ・ 生活資金 ・ 住宅資金 ・ 転宅資金 ・ <u>結婚資金</u>
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）																					
手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。																					
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。																					
対象者	1. 母子福祉資金 ・ 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・ 父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） _____ 2. 寡婦福祉資金 ・ 寡婦 ・ 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）																					
制度の概要	母子家庭・_____及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200 万円以内）の種類は以下の 12 種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。 1. <u>母</u> _____・母子_____福祉団体対象 ・ 事業開始資金 ・ 事業継続資金 2. <u>母</u> _____・児童対象 ・ 就職支度資金 ・ 医療介護資金 3. <u>母</u> _____対象 ・ 技能修得資金 ・ 生活資金 ・ 住宅資金 ・ 転宅資金 _____																					
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）																					
手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。																					
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。																					
対象者	1. 母子福祉資金 ・ 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・ 父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） 2. <u>父子福祉資金</u> ・ <u>20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子</u> 3. <u>寡婦福祉資金</u> ・ 寡婦 ・ 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）																					
制度の概要	母子家庭・ <u>父子家庭</u> 及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200 万円以内）の種類は以下の 12 種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。 1. <u>夫母</u> ・ <u>寡婦</u> ・母子 <u>父子</u> 福祉団体対象 ・ 事業開始資金 ・ 事業継続資金 2. <u>夫母</u> ・ <u>寡婦</u> ・児童対象 ・ 就職支度資金 ・ 医療介護資金 3. <u>夫母</u> ・ <u>寡婦</u> 対象 ・ 技能修得資金 ・ 生活資金 ・ 住宅資金 ・ 転宅資金 ・ <u>結婚資金</u>																					

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案				
	<table border="1" data-bbox="448 289 1522 380"> <tr> <td data-bbox="448 289 626 380">4. 児童対象</td> <td data-bbox="626 289 1522 380"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金</li> <li>・ 修業資金</li> <li>・ 就学支度資金</li> </ul> </td> </tr> </table>	4. 児童対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金</li> <li>・ 修業資金</li> <li>・ 就学支度資金</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1653 289 2727 380"> <tr> <td data-bbox="1653 289 1831 380">4. 児童対象</td> <td data-bbox="1831 289 2727 380"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金</li> <li>・ 修業資金</li> <li>・ 就学支度資金</li> </ul> </td> </tr> </table>	4. 児童対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金</li> <li>・ 修業資金</li> <li>・ 就学支度資金</li> </ul>
4. 児童対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金</li> <li>・ 修業資金</li> <li>・ 就学支度資金</li> </ul>					
4. 児童対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金</li> <li>・ 修業資金</li> <li>・ 就学支度資金</li> </ul>					

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																																																								
1・4	<p>第1章 総則 第4節 風水害の被害想定 5 各地区の課題と取組み目標 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">地震・津波災害の防災課題と対策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 平</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②小名浜</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 勿来</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ 常磐</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ 内郷</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	地区	地震・津波災害の防災課題と対策方針		① 平	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	②小名浜	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	③ 勿来	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	④ 常磐	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	⑤ 内郷	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<p>第1章 総則 第4節 風水害の被害想定 5 各地区の課題と取組み目標 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">地震・津波災害の防災課題と対策方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 平</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②小名浜</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 勿来</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ 常磐</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ 内郷</td> <td>課 題</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>取組目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	地区	地震・津波災害の防災課題と対策方針		① 平	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	②小名浜	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	③ 勿来	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	④ 常磐	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>	⑤ 内郷	課 題	(略)	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> </ul>
地区	地震・津波災害の防災課題と対策方針																																																									
① 平	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
②小名浜	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
③ 勿来	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
④ 常磐	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>観光客等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
⑤ 内郷	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> </ul>																																																								
地区	地震・津波災害の防災課題と対策方針																																																									
① 平	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
②小名浜	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の推進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
③ 勿来	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>津波防御施設整備や震災復興区画整理事業の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
④ 常磐	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> <li>災害対応における事業者等との連携強化に努める。</li> <li><u>旅行者を含む帰宅困難者等</u>の避難誘導対策に努める。</li> <li>土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。</li> </ul>																																																								
⑤ 内郷	課 題	(略)																																																								
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努める。</li> <li>土砂災害防止関連事業等の促進に努める。</li> <li>避難所施設の安全確保に努める。</li> <li>災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。</li> </ul>																																																								



いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・4	<p><b>第4節 都市の防災構造化</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(6) 市の役割 (略)</p> <p>② 災害に強い都市基盤づくり (略)</p> <p>イ 道路・橋梁の整備 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><b>第4節 都市の防災構造化</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(6) 市の役割 (略)</p> <p>② 災害に強い都市基盤づくり (略)</p> <p>イ 道路・橋梁の整備 (略)</p> <p><u>g 除雪・防雪・凍結防止対策</u> 道路管理者は、積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。 また、道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の充実に努める。 道路の除排雪体制は、風水害対策編第2章「災害予防」第11節「大雪対策」(p.64-65)を参照するものとする。</p>
2・5	<p><b>第5節 情報伝達手段の多重化</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 県の役割 (略)</p> <p>② <b>防災事務連絡システムの整備</b> 福島地方気象台からの防災気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害警戒情報等を配信し、災害対応に役立てるほか、インターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民に提供する。</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p><b>第5節 情報伝達手段の多重化</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 県の役割 (略)</p> <p>② <b>福島県総合防災情報システムの整備</b> 災害による被害情報をはじめ、気象警報や雨量、河川の水位情報、地震・津波情報、避難情報や避難所情報などの防災情報を一元化し、県、市町村、防災関係機関（消防、警察、自衛隊等）がリアルタイムで情報共有を行い、迅速な災害対応につなげるとともに、気象情報や避難情報、被害状況等を地域住民に提供する。</p> <p>(略)</p>
2・7	<p><b>第7節 避難所事前対策</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt; 市は、洪水、土砂災害、高潮などあらゆる自然災害に対しても安全確保が可能となる避難場所及び避難所を指定するとともに、主要道路等に各種表示板等を設置して住民や</p> </div>	<p><b>第7節 避難所事前対策</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt; 市は、洪水、土砂災害、高潮などあらゆる自然災害に対しても安全確保が可能となる避難場所及び避難所を指定するとともに、主要道路等に各種表示板等を設置して住民や</p> </div>



いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・8	<p><u>・通信設備（テレビ、FMラジオ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣室や授乳スペースなど女性に配慮した設備等</li> <li>・防災備蓄倉庫の設置及び仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、投光器、給水用機材、暖房器具、毛布、非常用食糧等避難生活に必要な物資の備蓄</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所運営体制の整備 (略)</p> <p>② 運営体制</p> <p>ア 「避難所運営マニュアル」の整備</p> <p>大規模災害時には、市職員のみによる避難所の運営が困難となるおそれがあることから、地域住民と一体となった避難所の運営を行うことができるよう、<u>平時から避難所ごとに開設、備蓄品の管理、避難所の空間配置の検討などを行い、市職員、施設管理者、自主防災組織等の役割分担を明確にした、市の標準となる運営マニュアルを作成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 女性や子育て家庭への配慮</p> <p>災害時における避難所運営では、男女別更衣室・トイレ、授乳場所等の設置など、女性のニーズを反映し、男女双方の視点に配慮するとともに、<u>発達障がい児など集団での避難生活を送ることが困難な子どもを持つ世帯にも配慮した避難所運営を行う必要がある。避難所運営委員会に女性が参加することはもちろん、各避難所での避難所運営マニュアル作成の際にも、地域の女性</u><u>が参加することが望ましい。</u></p> <p>市は、避難所運営体制の整備において、その検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p><b>第8節 要配慮者の避難対策</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>要配慮者とは、災害時の情報入手や安全な場所への避難など一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいい、具体的には、平時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者、疾病等により行動に制限のある者が対象となるほか、妊産婦、乳幼児、児童、<u>外国人、旅行者</u>についても、災害時の緊急的な状況において支援が必要となる可能性があることから、必要に応じて対象となる。</p> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務</p>	<p><u>・更衣室や授乳スペースなど女性に配慮した設備等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災備蓄倉庫の設置及び仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、投光器、給水用機材、暖房器具、毛布、非常用食糧等避難生活に必要な物資の備蓄</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所運営体制の整備 (略)</p> <p>② 運営体制</p> <p>ア 「避難所運営マニュアル」の整備</p> <p>大規模災害時には、市職員のみによる避難所の運営が困難となるおそれがあることから、地域住民と一体となった避難所の運営を行うことができるよう、<u>市職員、施設管理者、自主防災組織等の役割分担を明確にした市の標準となる運営マニュアルを作成するとともに、平時から避難所の開設の想定、備蓄品の管理、避難所の空間配置図・レイアウト図の作成などにより、避難生活の良好な環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 女性や子育て家庭への配慮</p> <p>災害時における避難所運営では、男女別更衣室・トイレ、授乳場所等の設置など、女性のニーズを反映し、男女双方の視点に配慮するとともに、<u>キッズスペースや学習スペースの設置など子育て家庭への配慮や、発達障がい児など集団での避難生活を送ることが困難な子どもを持つ世帯にも配慮した避難所運営を行う必要がある。避難所運営委員会に女性が参加することはもちろん、各避難所での避難所運営マニュアル作成の際にも、地域の女性や子育て家庭</u>が参加することが望ましい。</p> <p>市は、避難所運営体制の整備において、その検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p><b>第8節 要配慮者の避難対策</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>要配慮者とは、災害時の情報入手や安全な場所への避難など一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいい、具体的には、平時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者、疾病等により行動に制限のある者が対象となるほか、妊産婦、乳幼児、児童、<u>外国人及び旅行者を含む帰宅困難者等</u>についても、災害時の緊急的な状況において支援が必要となる可能性があることから、必要に応じて対象となる。</p> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・9	<p>(1) 市民・企業等の役割 (略)</p> <p>⑥ 要配慮者利用施設の管理者等の役割 <u>浸水想定区域や</u>土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の管理者等は、円滑かつ迅速な避難体制の確保を図るため、避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p>③ 施設・設備等の安全点検 各施設の建物や附属施設あるいは危険物施設等については、常時安全の点検を行う。また、乳幼児や高齢者等を長時間保護する必要がある施設では、一定数量の非常用食料等（主食、<u>粉ミルク</u>、哺乳瓶、おむつ、おしり拭き、衛生用品など）の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p><b>第9節 津波災害予防</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(3) 業務の内容 (略)</p> <p>⑨ 津波に関する知識の普及 本市の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（<u>震度4</u>以上）を感じたとき又は<u>長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは</u>、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識と併せて、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報など<u>、</u>防災週間、</p>	<p>(1) 市民・企業等の役割 (略)</p> <p>⑥ 要配慮者利用施設の管理者等の役割 <u>洪水</u>浸水想定区域、<u>津波災害警戒区域及び</u>土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の管理者等は、円滑かつ迅速な避難体制の確保を図るため、避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p>③ 施設・設備等の安全点検 各施設の建物や附属施設あるいは危険物施設等については、常時安全の点検を行う。また、乳幼児や高齢者等を長時間保護する必要がある施設では、一定数量の非常用食料等（主食、<u>乳幼児用ミルク</u>、哺乳瓶、おむつ、おしり拭き、衛生用品など）の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>⑥ 旅行者を含む帰宅困難者の対策</u> <u>市は、通勤・通学者及び旅行者等の帰宅困難者に関する情報収集を行うとともに、避難所の開設や代替交通手段の確保など、状況に応じた対策を講じる。</u></p> <p><b>第9節 津波災害予防</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(3) 業務の内容 (略)</p> <p>⑨ 津波に関する知識の普及 本市の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（<u>概ね震度4程度</u>以上）を感じたとき又は<u>弱い揺れであっても</u>長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識と併せて、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報など<u>について</u>、防災週間、</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
<p>2・11</p> <p>2・15</p>	<p>津波防災の日及び防災関連行事、さらには必要な市民への広報活動を通じ、市は普及啓発を図るものとする。 (略)</p> <p><b>11節 医療救護体制の整備</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(3) 市の役割 (略)</p> <p>① 医療救護体制の整備 オ 医療救護資器材の確保等 市は、市医師会等と救護所における応急処置用資器材、薬剤等を選定しその備蓄を図るとともに、<u>市薬剤師会と薬剤師の派遣、福島薬業協同組合と医薬品等の確保、供給</u> について事前に協議する。 (略)</p> <p><b>第15節 土砂災害等の予防</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div data-bbox="477 1142 1581 1503" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>国・県は、地震発生に伴う地すべり・がけ崩れ等の土砂災害等を防止するため、急傾斜地の崩壊・土石流または地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施するとともに、危険箇所における必要な災害防止策を実施する。</p> <p>市は、県と連携を図りながら土砂災害<u>危険</u>箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。また、関係法令に基づき宅地造成等に対する規制を行うなど造成地の災害予防対策を実施する。</p> </div> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業の役割</p> <p>① 市民の役割 ア 平時から土砂災害等の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害<u>危険</u>箇所等の位置を把握しておく。 (略)</p> <p>(2) 国・県の役割</p>	<p>津波防災の日及び防災関連行事、さらには必要な市民への広報活動を通じ、市は普及啓発を図るものとする。 (略)</p> <p><b>11節 医療救護体制の整備</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(3) 市の役割 (略)</p> <p>① 医療救護体制の整備 オ 医療救護資器材の確保等 市は、市医師会等と救護所における応急処置用資器材、薬剤等を選定しその備蓄を図るとともに、<u>「いわき市災害時の薬剤師会の医療救護活動等に関する協定書」に基づき、市薬剤師会と薬剤師の派遣、医薬品及び衛生材料の補給等</u>について事前に協議する。 (略)</p> <p><b>第15節 土砂災害等の予防</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div data-bbox="1679 1142 2783 1503" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>国・県は、地震発生に伴う地すべり・がけ崩れ等の土砂災害等を防止するため、急傾斜地の崩壊・土石流または地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施するとともに、危険箇所における必要な災害防止策を実施する。</p> <p>市は、県と連携を図りながら土砂災害<u>のおそれのある</u>箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。また、関係法令に基づき宅地造成等に対する規制を行うなど造成地の災害予防対策を実施する。</p> </div> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業の役割</p> <p>① 市民の役割 ア 平時から土砂災害等の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害<u>のおそれのある</u>箇所等の位置を把握しておく。 (略)</p> <p>(2) 国・県の役割</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害<u>危険</u> 箇所等の調査及び住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>ケ 二次災害の予防</p> <p>    a 土砂災害<u>危険</u> 箇所等の調査点検</p> <p>    b 土砂災害<u>危険</u> 箇所等の応急対策</p> <p>    c 二次的な土砂災害への対策</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>ウ 宅地造成地<u>                    </u>等に係る災害予防対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 土石流災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            地震やその後の降雨に伴う土石流による災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>土石流危険溪流や土石流危険区域</u>、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地すべり災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            地震やその後の降雨に伴う地すべりによる災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>地すべり危険箇所や地すべり危険区域</u>、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>        イ 農林水産部</p> <p>            急峻な地形と脆弱な地質により<u>地すべり危険箇所</u>が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘引されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。</p> <p>(3) 急傾斜地災害予防対策</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害<u>のおそれのある</u> 箇所等の調査及び住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>ケ 二次災害の予防</p> <p>    a 土砂災害<u>のおそれのある</u> 箇所等の調査点検</p> <p>    b 土砂災害<u>のおそれのある</u> 箇所等の応急対策</p> <p>    c 二次的な土砂災害への対策</p> <p><u>コ 盛土による災害防止対策</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p>ウ 宅地造成<u>及び特定盛土</u>等に係る災害予防対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 土石流災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            地震やその後の降雨に伴う土石流による災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>土砂災害警戒区域等（土石流）</u>や <u>土石流災害</u>に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地すべり災害予防対策</p> <p>    ① 県の役割</p> <p>        ア 土木部</p> <p>            地震やその後の降雨に伴う地すべりによる災害から市民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、市に対し、<u>土砂災害警戒区域等（地すべり）</u>や <u>地すべり</u>に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>        イ 農林水産部</p> <p>            急峻な地形と脆弱な地質により<u>土砂災害警戒区域等（地すべり）</u>が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘引されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。</p> <p>(3) 急傾斜地災害予防対策</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・17	<p>① 県の役割</p> <p>ア 土木部</p> <p>地震やその後の降雨に伴うがけ崩れによる災害から市民の生命と財産を守るため、急傾斜地対策事業を推進するとともに、市に対し、<u>急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域</u>、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第17節 農地・農業用施設等の災害予防</b></p> <p>1 計画の目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>各施設管理者は、地震による被害軽減のために平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害<u>危険箇所</u>等の点検、監視を行い、安全を確保する。</p> <p>用排水施設管理者は、地震活動及び津波の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。</p> <p>市は、ため池マップやため池ハザードマップの配布等により、浸水想定区域や避難場所、緊急時の連絡先について住民に対し周知する。</p> </div> <p>(略)</p>	<p>① 県の役割</p> <p>ア 土木部</p> <p>地震やその後の降雨に伴うがけ崩れによる災害から市民の生命と財産を守るため、急傾斜地対策事業を推進するとともに、市に対し、<u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）や</u>がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第17節 農地・農業用施設等の災害予防</b></p> <p>1 計画の目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>各施設管理者は、地震による被害軽減のために平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害<u>警戒区域</u>等の点検、監視を行い、安全を確保する。</p> <p>用排水施設管理者は、地震活動及び津波の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。</p> <p>市は、ため池マップやため池ハザードマップの配布等により、浸水想定区域や避難場所、緊急時の連絡先について住民に対し周知する。</p> </div> <p>(略)</p>
2・18	<p><b>第18節 建築物等の災害予防</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><b>第18節 建築物等の災害予防</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p><b>③ 不特定多数の者が出入りする施設</b></p> <p><u>市が管理する不特定多数の者が出入りする施設について、次の対策に努めるものとする。</u></p> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>a <u>津波警報等の入場者等への伝達</u></p> <p><u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u></p> <p><u>入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報</u></p>



いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
<p>2・23</p> <p>2・24</p>	<p>1 計画の目的</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>一福島支店は、電気通信事業の公共性から災害時においても重要通信を確保できるよう、日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>は、電気通信設備の公共性にかんがみ、震災時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> </div> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 事業者の役割</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 広域応援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生した場合は、<u>東日本電信電話会社</u>グループ各社に対して応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう、平時から対応方法について定めておく。</p> <p><b>第23節 ライフライン強化対策（携帯電話）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【実施主体】(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)_____</p> <p>【本庁】危機管理部</p> </div> <p>1 計画の目的</p> <p>(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)_____（以下「携帯電話会社」という。）は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。</p> <p><b>第24節 ライフライン強化対策（電力）</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>1 計画の目的</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>一福島支店は、電気通信事業の公共性から災害時においても重要通信を確保できるよう、日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>は、電気通信設備の公共性にかんがみ、震災時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> </div> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 事業者の役割</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 広域応援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生した場合は、<u>NTT</u>グループ各社に対して応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう、平時から対応方法について定めておく。</p> <p><b>第23節 ライフライン強化対策（携帯電話）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【実施主体】(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、<u>楽天モバイル(株)</u></p> <p>【本庁】危機管理部</p> </div> <p>1 計画の目的</p> <p>(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>（以下「携帯電話会社」という。）は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。</p> <p><b>第24節 ライフライン強化対策（電力）</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 市の役割</b></p> <p><u>津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
2・33	<p><b>第33節 備蓄体制の整備</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(5) 市の役割</p> <p>① 公的備蓄</p> <p>ア 防災備蓄倉庫等の整備</p> <p>a 休日・夜間も含めた初動対応の迅速化と避難所機能の充実を図るため、地区災害対策本部（本庁・支所）や主要避難所（小、中学校、地区体育館等）に防災備蓄倉庫を設置し、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、ストーブ、間仕切り（パーティション）、毛布、炊き出し道具等）や燃料（ガソリン缶詰、灯油）、非常用食糧及び飲料水等を備蓄する。</p> <p>なお、孤立する恐れのある集落や、長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について把握する。</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p><b>第33節 備蓄体制の整備</b></p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容 (略)</p> <p>(5) 市の役割</p> <p>① 公的備蓄</p> <p>ア 防災備蓄倉庫等の整備</p> <p>a 休日・夜間も含めた初動対応の迅速化と避難所機能の充実を図るため、地区災害対策本部（本庁・支所）や主要避難所（小、中学校、地区体育館等）に防災備蓄倉庫を設置し、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、ストーブ、間仕切り（パーティション）、毛布、炊き出し道具等）や燃料（ガソリン缶詰、灯油）、非常用食糧及び飲料水等を備蓄する。</p> <p>なお、孤立する恐れのある集落や、長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について把握する<b>ほか、食糧・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</b></p> <p>(略)</p>
2・36	<p><b>第36節 災害時のボランティア活動の推進</b></p> <p>【本庁】 財政部、市民協働部、保健福祉部、都市建設部 【支所】 市民課または市民福祉係、経済土木課、税務事務所、地区保健福祉センター 【実施主体】 いわき市社会福祉協議会 【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（いわき地方振興局）</li> <li>・ 日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、福島県共同募金会、 (公財)いわき市国際交流協会、_____ボランティア<b>団体</b>等</li> </ul> <p>1 計画の目的</p> <p>災害時におけるボランティア<b>団体</b>等による支援活動は、被災住民の生活の安定や再建に重要な役割を果たすことから、災害時に適時適切な支援を受けられるよう、平時から関係団体等との連携を図り、ボランティア活動の環境整備や受入体制の整備に努める。</p> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、災害ボランティアの受け入れや活動が円滑に行われるよう、平時から市社会福祉協議会や_____NPO等と災害時の役割分担等について協議するなどネットワークの構築に努める。</p> <p>また、医療・救護活動や要配慮者等の介護支援、被災者の心のケアなど専門知識を必要</p>	<p><b>第36節 災害時のボランティア活動の推進</b></p> <p>【本庁】 財政部、市民協働部、保健福祉部、都市建設部 【支所】 市民課または市民福祉係、経済土木課、税務事務所、地区保健福祉センター 【実施主体】 いわき市社会福祉協議会 【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（いわき地方振興局）</li> <li>・ 日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、福島県共同募金会、 (公財)いわき市国際交流協会、<b>登録被災者援護協力団体</b>、ボランティア_____等</li> </ul> <p>1 計画の目的</p> <p>災害時におけるボランティア_____等による支援活動は、被災住民の生活の安定や再建に重要な役割を果たすことから、災害時に適時適切な支援を受けられるよう、平時から関係団体等との連携を図り、ボランティア活動の環境整備や受入体制の整備に努める。</p> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、災害ボランティアの受け入れや活動が円滑に行われるよう、平時から市社会福祉協議会や<b>登録被災者援護協力団体</b>、NPO等と災害時の役割分担等について協議するなどネットワークの構築に努める。</p> <p>また、医療・救護活動や要配慮者等の介護支援、被災者の心のケアなど専門知識を必要</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案								
2・37	<p>とする分野に係るボランティアについては、県や他の自治体との協定や各種機関等との連携を図るなどにより、災害時に人材を確保できる体制づくりに努める。</p> <p>さらに、市社会福祉協議会の主催講座や市の講演会等を通じて、災害ボランティア活動に関する啓発活動を行うなど人材育成に努める。</p> <p>【災害ボランティアの区分】</p> <p>① 職能による区分</p> <table border="1" data-bbox="522 604 1576 835"> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア</td> </tr> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>医師や看護師、手話<b>奉仕員</b>やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 主な関係機関の役割</p> <p>① いわき市社会福祉協議会</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>(略)</p> <p><b>② ボランティア保険の周知</b></p> <p><u>災害ボランティア活動を希望する者に対し、活動を始める前にボランティア保険に加入するよう周知に努める。</u></p> <p><b>第37節 災害応援・受援体制の整備</b></p> <p>2 市の役割と業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 体制の具現化</p> <p>相互応援・受援を迅速かつ効果的に実施するため、予め派遣すべき部局や応援を受け入れる体制を次のとおり定める。</p> <p>① 受援</p> <p>ア 人的受援対策</p> <p>(略)</p>	一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア	専門ボランティア	医師や看護師、手話 <b>奉仕員</b> やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア	<p>とする分野に係るボランティアについては、県や他の自治体との協定や各種機関等との連携を図るなどにより、災害時に人材を確保できる体制づくりに努める。</p> <p>さらに、市社会福祉協議会の主催講座や市の講演会等を通じて、災害ボランティア活動に関する啓発活動を行うなど人材育成に努める。</p> <p>【災害ボランティアの区分】</p> <p>① 職能による区分</p> <table border="1" data-bbox="1718 604 2772 835"> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア</td> </tr> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>医師や看護師、手話<b>通訳</b>やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(1) 主な関係機関の役割</p> <p>① いわき市社会福祉協議会</p> <p>(略)</p> <p><u>エ 災害ボランティア活動を希望する者に対し、活動を始める前にボランティア保険に加入するよう周知に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <p><b>第37節 災害応援・受援体制の整備</b></p> <p>2 市の役割と業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 体制の具現化</p> <p>相互応援・受援を迅速かつ効果的に実施するため、予め派遣すべき部局や応援を受け入れる体制を次のとおり定める。</p> <p>① 受援</p> <p>ア 人的受援対策</p> <p>(略)</p>	一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア	専門ボランティア	医師や看護師、手話 <b>通訳</b> やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア
一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア									
専門ボランティア	医師や看護師、手話 <b>奉仕員</b> やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア									
一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢、性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア									
専門ボランティア	医師や看護師、手話 <b>通訳</b> やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地の危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア									

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
<p>3・1</p>	<p>b 総務部は、他市からの応援職員が宿泊可能な公共施設を抽出するとともに、不足が見込まれる場合は、民間施設の使用について協定の締結等を行<u>う</u>。</p> <hr/> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>大雨や洪水、暴風などの災害発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に活かし、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を整える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、多発する災害応急対策のなかで、人命の救助を最優先とし、限られた人員を効率的に配備し、市の組織が一丸となって災害応急対策にあたるため、<u>発災後</u></p> <hr/> <p><u>すみやかに</u>災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するとともに、必要に応じて災害対策地区本部（以下「災対各地区本部」という。）を設置し、必要に応じて災対各地区本部に職員を派遣するなど、災害に対し本市の総合力をもってあたる。</p> </div> <hr/> <p><b>2 各段階における業務の内容</b> (略)</p> <p><b>3 出動体制</b> (略)</p> <p><b>4 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準</b> (略)</p> <p><b>5 避難所の開設</b> (略)</p> <p><b>6 災害対策本部及び災害対策各地区本部の体制</b></p>	<p>b 総務部は、他市からの応援職員が宿泊可能な公共施設を抽出するとともに、不足が見込まれる場合は、民間施設の使用について協定の締結等を行<u>い、応援職員に対して提供できる、公共施設、民間施設、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする</u>。</p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>大雨や洪水、暴風などの災害発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に活かし、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を整える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、多発する災害応急対策のなかで、人命の救助を最優先とし、限られた人員を効率的に配備し、市の組織が一丸となって災害応急対策にあたるため、<u>あらかじめ防災行動計画（タイムライン）を作成し、関係機関と連携して迅速な対応を行う。また、発災後は</u>すみやかに災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するとともに、必要に応じて災害対策地区本部（以下「災対各地区本部」という。）を設置し、必要に応じて災対各地区本部に職員を派遣するなど、災害に対し本市の総合力をもってあたる。</p> </div> <p><b>2 防災行動計画</b></p> <p><u>防災行動計画（タイムライン）とは、市及び防災関係機関が連携し災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何を」実施するのかに着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画である。それぞれの役割を明確にすることで、災害時の連携した迅速な防災行動につなげ、被害の軽減等を図るものとする。また、平時から防災訓練等を実施し、同計画の効率的な運用に努めるとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うものとする。</u></p> <p><b>3 各段階における業務の内容</b> (略)</p> <p><b>4 出動体制</b> (略)</p> <p><b>5 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準</b> (略)</p> <p><b>6 避難所の開設</b> (略)</p> <p><b>7 災害対策本部及び災害対策各地区本部の体制</b></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・2	<p>(略)</p> <p><b>7</b> 指揮命令の順位</p> <p>(略)</p> <p><b>8</b> いわき市防災会議連絡員室の設置</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市が行う応援要請</p> <p>① 指定地方行政機関に対する要請</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><b>ウ</b> 市長は、応急対策または災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、東北地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあつせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>8</b> 指揮命令の順位</p> <p>(略)</p> <p><b>9</b> いわき市防災会議連絡員室の設置</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市が行う応援要請</p> <p>① 指定地方行政機関に対する要請</p> <p>(略)</p> <p><b>ウ</b> 市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p><b>エ</b> 市長は、ウの要求ができない場合には、その旨及び市内の災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p> <p><b>オ</b> 市長は、応急対策または災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、東北地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあつせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。</p> <p>(略)</p>
3・4	<p><b>第4節 地震・津波情報等の伝達</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対消防部</p> <p>【災対各地区本部】 総務班、消防班</p> <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国（仙台管区气象台、福島地方气象台、磐城国道事務所）</li> <li>・ 県（危機管理部、いわき地方振興局_____）</li> <li>・ <u>東日本電信電話(株)</u>、日本放送協会、(株)いわき市民コミュニティ放送</li> </ul> </div> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 情報の種類</p>	<p><b>第4節 地震・津波情報等の伝達</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対消防部</p> <p>【災対各地区本部】 総務班、消防班</p> <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国（仙台管区气象台、福島地方气象台、磐城国道事務所）</li> <li>・ 県（危機管理部、いわき地方振興局、<u>いわき建設事務所</u>）</li> <li>・ _____日本放送協会、(株)いわき市民コミュニティ放送</li> </ul> </div> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 情報の種類</p>

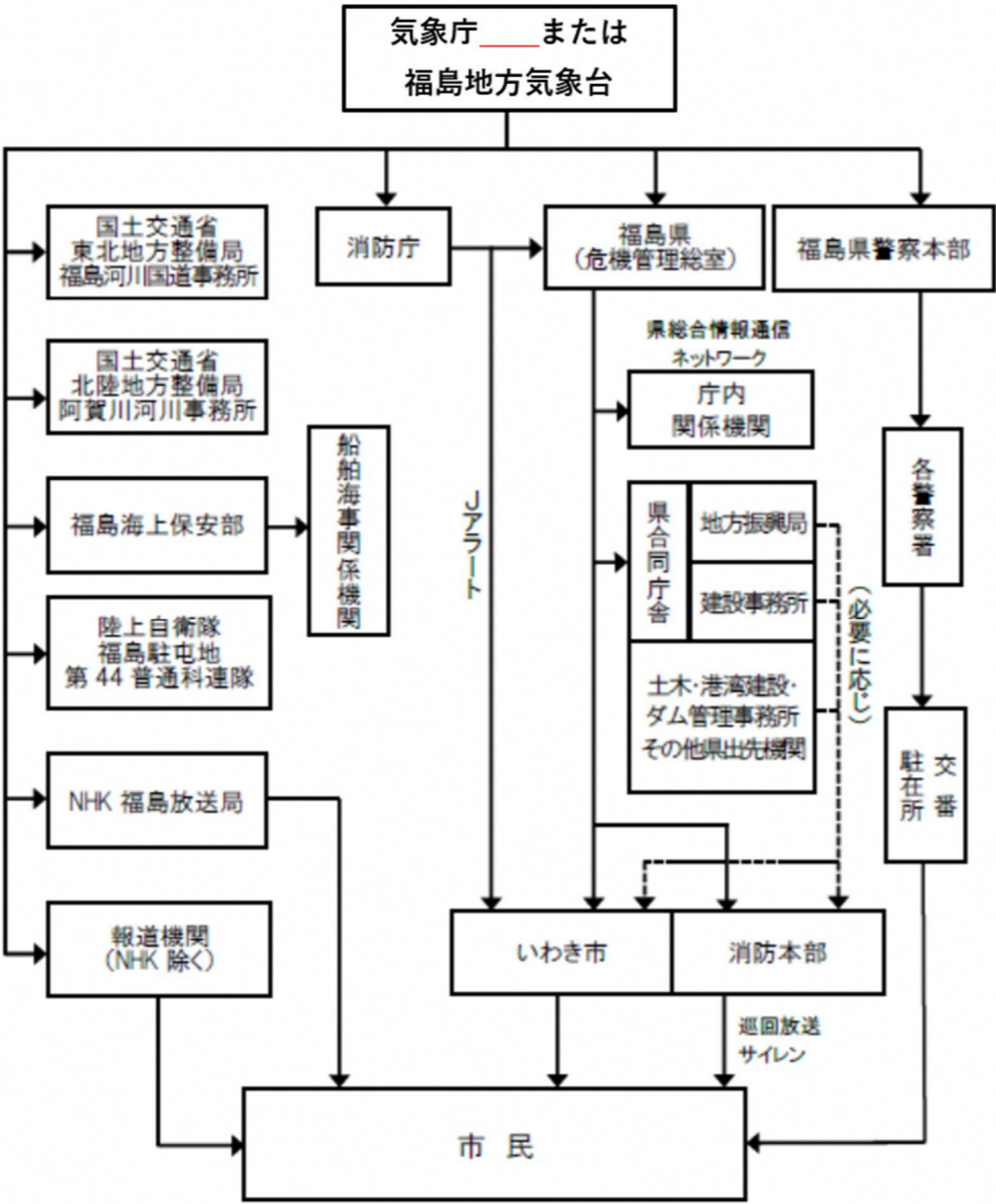
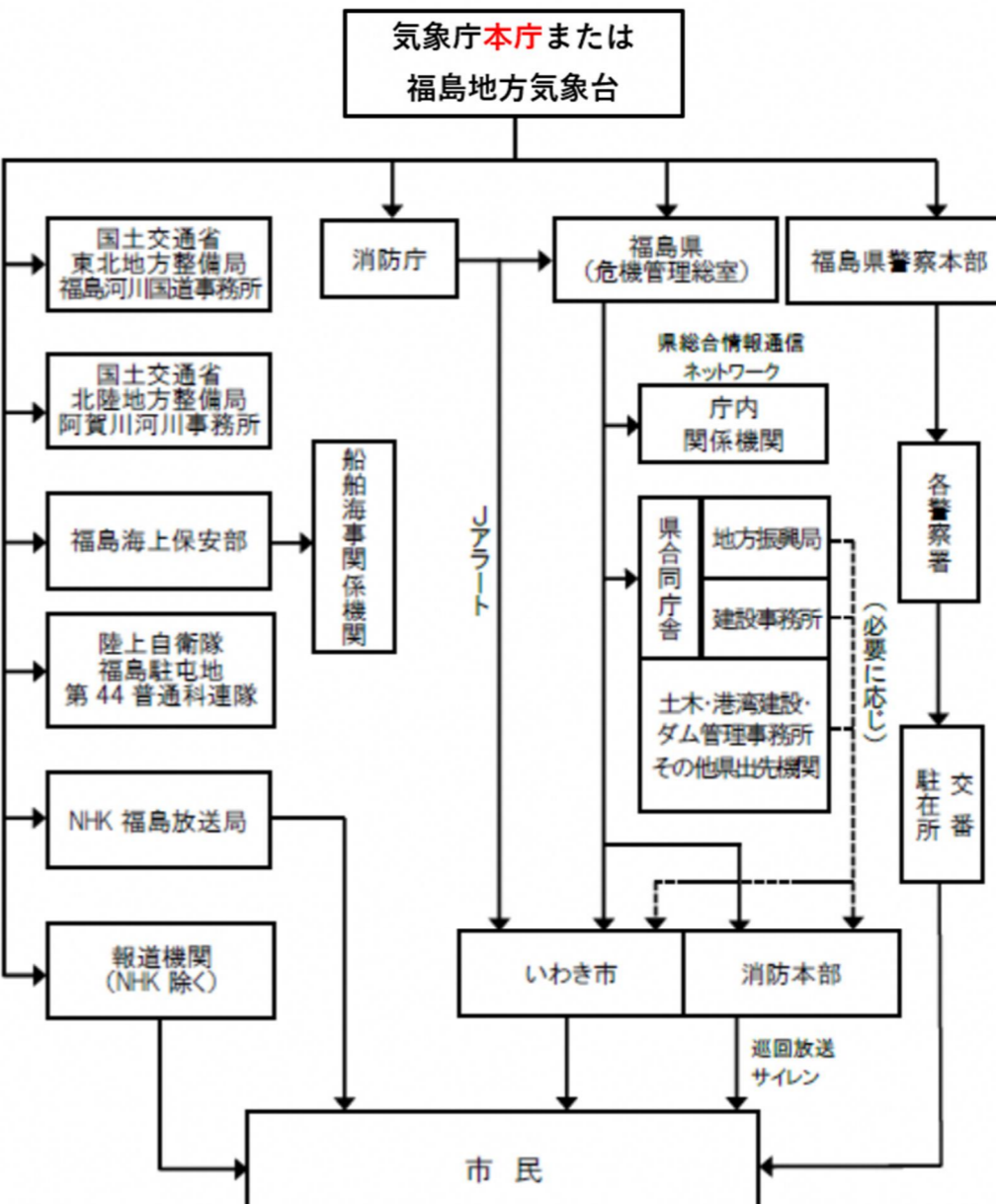
いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																																						
	<p>気象庁が発表する地震及び津波に関する情報は、以下のとおりである。</p> <p>① 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="489 373 1576 961"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合に限る。</td> <td><u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後15分～2時間程度で発表。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>② 津波情報</p> <table border="1" data-bbox="489 1052 1576 1688"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	情報の種類	発表基準	内容	(略)			北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合に限る。	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後15分～2時間程度で発表。</u>	情報の種類	内容	津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	<p>気象庁が発表する地震及び津波に関する情報は、以下のとおりである。</p> <p>① 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="1685 373 2772 961"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合に限る。</td> <td><u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>② 津波情報</p> <table border="1" data-bbox="1685 1052 2772 1688"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※ 障害によって観測点からデータが入手できない場合や、地震発生後に何らかの原因でデータが入手できなくなった場合など、津波の観測ができなくなっている観測点の状況を速やかにお知らせするために、津波情報（津波観測に関する情報）で、「欠測」と発表する。</u></p>	情報の種類	発表基準	内容	(略)			北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合に限る。	<u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。</u>	情報の種類	内容	津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
情報の種類	発表基準	内容																																						
(略)																																								
北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合に限る。	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後15分～2時間程度で発表。</u>																																						
情報の種類	内容																																							
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。																																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																																							
情報の種類	発表基準	内容																																						
(略)																																								
北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合に限る。	<u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。</u>																																						
情報の種類	内容																																							
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。																																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																																							

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																																																						
	<p>(略)</p> <p>③ 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類</p> <p>地震発生後約3分を目標に、津波予報区単位で発表されるもので、平成25年3月7日から予想される津波の高さを5段階の数値で発表する方式に改められた。</p> <table border="1" data-bbox="477 510 1596 1635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">予想される津波の高さ区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。</td> <td>10m&lt;予想される津波の最大波の高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。</td> <td>1m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m	3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>(略)</p> <p>③ 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類</p> <p>地震発生後約3分を目標に、津波予報区単位で発表されるもので、平成25年3月7日から予想される津波の高さを5段階の数値で発表する方式に改められた。</p> <table border="1" data-bbox="1673 510 2792 1635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。</td> <td>10m超 (10m&lt;予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。<b>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</b></td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。</td> <td>3m (1m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。<b>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</b></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので<b>行わない</b>。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <b>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</b>	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <b>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</b>	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので <b>行わない</b> 。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
種類	発表基準				予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																
		数値での発表	定性的表現での発表																																																					
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																			
		5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m																																																					
		3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m																																																					
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																			
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																			
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																				
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表																																																					
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <b>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</b>																																																				
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																						
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																						
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <b>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</b>																																																				
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので <b>行わない</b> 。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																				

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・5	<p>【情報伝達の体系図】</p>  <p>第5節 災害情報の収集・伝達</p> <p>【災対本部】全部・班 【災对各地区本部】全班</p> <p>【関係機関】国（磐城国道事務所）、県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、防災関係機関、放送事業者、<u>ボランティア団体等</u></p>	<p>【情報伝達の体系図】</p>  <p>第5節 災害情報の収集・伝達</p> <p>【災対本部】全部・班 【災对各地区本部】全班</p> <p>【関係機関】国（磐城国道事務所）、県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、防災関係機関、放送事業者、<u>登録被災者援護協力団体等</u></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・6	<p>1 計画の目的 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt; 市は、県、<u>ボランティア団体等</u>と連携して災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関等に情報提供を行う。 市民に対しては、ラジオ、テレビ、広報車、ホームページ、防災行政無線、携帯メール、掲示板など特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。</p> </div> <p>(略)</p> <p>3 各主体の責務 (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合には、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」等に基づき、県総合情報通信ネットワーク（<u>防災事務連絡システム</u>）により県に報告するとともに、当該情報については、報道機関等を通じて市民や防災関係機関に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>5 実施体制 (1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内） (略)</p> <p>② <u>災対産業振興部・災対財政部</u>：物資統括班 (略)</p> <p>第6節 通信の確保</p> <p>4 業務の内容 (1) 通信施設の応急対策 (略)</p> <p>① 公衆通信施設 ア 災害時優先電話 通話が輻輳しても、防災関係機関との重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ<u>東日本電信電話㈱</u>の指定を受けた電話であり、市は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。 イ 特設公衆電話 市と<u>東日本電信電話㈱</u>との協定に基づき、小・中学校など主要避難所にあらかじめ専用回線を整備しており、大規模災害時には、被災者が無料で利用することができる。</p>	<p>1 計画の目的 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt; 市は、県、<u>登録被災者援護協力団体等</u>と連携して災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関等に情報提供を行う。 市民に対しては、ラジオ、テレビ、広報車、ホームページ、防災行政無線、携帯メール、掲示板など特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。</p> </div> <p>(略)</p> <p>3 各主体の責務 (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合には、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」等に基づき、県総合情報通信ネットワーク（<u>福島県総合防災情報システム</u>）により県に報告するとともに、当該情報については、報道機関等を通じて市民や防災関係機関に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>5 実施体制 (1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内） (略)</p> <p>② <u>災対財政部・災対産業振興部</u>：物資統括班 (略)</p> <p>第6節 通信の確保</p> <p>4 業務の内容 (1) 通信施設の応急対策 (略)</p> <p>① 公衆通信施設 ア 災害時優先電話 通話が輻輳しても、防災関係機関との重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ<u>NTT東日本㈱</u>の指定を受けた電話であり、市は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。 イ 特設公衆電話 市と<u>NTT東日本㈱</u>との協定に基づき、小・中学校など主要避難所にあらかじめ専用回線を整備しており、大規模災害時には、被災者が無料で利用することができる。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・9	<p>(略)</p> <p>③ <b>衛星携帯電話</b> 市外_____との情報連絡手段のバックアップとして、<u>災対本部に配備する。</u></p> <hr/> <p><b>第9節 避難対策</b> (略)</p> <p>4 避難 (略)</p> <p>(2) 携行品 携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度とする。なお、自動車による避難及び家財の持出し等は、原則として行わないようにする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【避難時の携行品】</b></p> <p>① 服 装： 動きやすく、重ね着で温度調節ができるよう心掛け、防寒を兼ねて靴下、帽子、軍手なども準備しておく。</p> <p>② 持ち物： 貴重品並びに非常持出袋に収納可能な程度の荷物とする。準備があれば、1人あたり1日分の食料や3リットルの飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、タオル等。必要に応じて、常備薬、おくすり手帳、_____保険証、食物アレルギー対応食、メガネ、入歯、オムツ、生理用品を用意する。 特に、乳幼児用ミルクや離乳食、紙おむつや生理用品など嗜好性の高いものや食物アレルギー対応食、慢性疾患等による食事制限が必要な者に対する特別用途食など個別の対応が求められる品目については、発災直後に入手することは極めて困難であることから、可能な限り家庭で備蓄したものを活用する。</p> </div> <p>5 津波警報等発表時の避難 (1) 沿岸住民への避難指示 市長は、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、防災行政無線、携帯電話のメール（緊急速報メール、防災メール）、SNS、FMラジオ、さらには広報車両などにより、あらかじめ定めた浸水想定<u>地域</u>の住民等に対し、<u>災対法第60条に基づく避難指示を発令する。</u></p> <hr/> <hr/>	<p>(略)</p> <p>③ <b>衛星通信</b> 市外<u>や孤立集落等</u>との情報連絡手段のバックアップとして、<u>衛星通信を活用した携帯電話やインターネット機器の災対本部への配備、活用に努める。</u></p> <p><b>第9節 避難対策</b> (略)</p> <p>4 避難 (略)</p> <p>(2) 携行品 携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度とする。なお、自動車による避難及び家財の持出し等は、原則として行わないようにする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【避難時の携行品】</b></p> <p>① 服 装： 動きやすく、重ね着で温度調節ができるよう心掛け、防寒を兼ねて靴下、帽子、軍手なども準備しておく。</p> <p>② 持ち物： 貴重品並びに非常持出袋に収納可能な程度の荷物とする。準備があれば、1人あたり1日分の食料や3リットルの飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、タオル等。必要に応じて、常備薬、おくすり手帳、<u>マイナ</u>保険証、食物アレルギー対応食、メガネ、入歯、オムツ、生理用品を用意する。 特に、乳幼児用ミルクや離乳食、紙おむつや生理用品など嗜好性の高いものや食物アレルギー対応食、慢性疾患等による食事制限が必要な者に対する特別用途食など個別の対応が求められる品目については、発災直後に入手することは極めて困難であることから、可能な限り家庭で備蓄したものを活用する。</p> </div> <p>5 津波警報等発表時の避難 (1) 沿岸住民への避難指示 市長は、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、防災行政無線、携帯電話のメール（緊急速報メール、防災メール）、SNS、FMラジオ、さらには広報車両などにより、あらかじめ定めた浸水想定<u>区域</u>の住民等に対し、<u>災対法第60条に基づく避難指示を発令し、次の避難行動を促すものとする。</u></p> <p><u>ア 大津波警報又は津波警報発表時</u> <u>沿岸部や川沿い、浸水想定区域内にいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>11 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 開設の手順</p> <p>避難所開設は、別に定める「避難所運営マニュアル」によるが、その手順は、おおむね以下のとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>12 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 運営の手順</p> <p>避難所運営の手順は、「避難所運営マニュアル」によることとするが、おおよそ以下のとおりである。 _____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>15 車中泊避難者への支援</p> <p>自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の災害時においても多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。</p> <p>災対各地区本部避難所班は、車中泊避難者の実態把握に努めるとともに、必要に応じて食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所情報の提供などの支援に努める。</p> <p>特に、水分不足や運動不足等から静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p><u>イ 津波注意報発表時</u></p> <p><u>海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海岸堤防などより海側や河口付近、港湾附近等にいる人は、ただちに海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u></p> <p>(略)</p> <p>11 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 開設の手順</p> <p>避難所開設は、別に定める「避難所運営マニュアル」によるが、その手順は、おおむね以下のとおりとする。<u>(ペット同行避難の受入準備及びその対応等については、避難所運営マニュアル別冊「避難所におけるペット同行避難への対応マニュアル」を参照)</u></p> <p>(略)</p> <p>12 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 運営の手順</p> <p>避難所運営の手順は、「避難所運営マニュアル」によることとするが、おおよそ以下のとおりである。<u>(ペット同行避難への対応等については、避難所運営マニュアル別冊「避難所におけるペット同行避難への対応マニュアル」を参照)</u></p> <p>(略)</p> <p>15 車中泊避難者への支援</p> <p>自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の災害時においても多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。</p> <p>災対各地区本部避難所班は、車中泊避難者の実態把握に努めるとともに、必要に応じて食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所情報の提供などの支援に努める。</p> <p>特に、水分不足や運動不足等から静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。</p> <p><u>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
<p>3・10</p> <p>3・14</p>	<p><b>第13節 ペットの保護対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>市は、福島県動物救護本部や<u>一般財団法人ペット災害対策推進協会</u>の協力のもと、次の活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第14節 要配慮者への対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の設置・運営</p> <p>市は、避難所の運営にあたり、避難所運営委員会や地元行政区、自主防災組織等と連携して要配慮者の受け入れ・対応を行う。</p> <p>ア 災対各地区本部避難所班は、要配慮者に対して必要なスペースの確保、車椅子用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。</p> <p>イ 災対各地区本部避難所班は、ボランティア等の協力を得ながら、点字、大活字、手話等により、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう配慮に努める。</p> <p>ウ 災対各地区本部避難所班は、食品アレルギーを持った者への原因物質除去食品や腎臓病患者用の低タンパク質食品などの特別用途食が必要な場合は、災対各地区本部総務班に報告し、災対各地区本部総務班は、地区単位でとりまとめて<u>災対産業振興部物資支援班</u>へ要請を行う。</p> <p>なお、要配慮者及び家族は、初動期においては、上記の対応が困難な場合もあることに留意し、発災後1週間程度は、家庭内で備蓄した食料等を活用するよう努める。</p> <p>エ 災対各地区本部避難所班は、車椅子や乳幼児用ミルク、おむつなどの日用品を確保するため、災対財政部・災対産業振興部物資統括班と連携を図りながら、協定締結自治体や民間事業者に供給を要請する</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <p><b>(10) 性的マイノリティの支援対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第13節 ペットの保護対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>市は、福島県動物救護本部 _____ の協力のもと、次の活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第14節 要配慮者への対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の設置・運営</p> <p>市は、避難所の運営にあたり、避難所運営委員会や地元行政区、自主防災組織等と連携して要配慮者の受け入れ・対応を行う。</p> <p>ア 災対各地区本部避難所班は、要配慮者に対して必要なスペースの確保、車椅子用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。</p> <p>イ 災対各地区本部避難所班は、ボランティア等の協力を得ながら、点字、大活字、手話等により、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう配慮に努める。</p> <p>ウ 災対各地区本部避難所班は、食品アレルギーを持った者への原因物質除去食品や腎臓病患者用の低タンパク質食品などの特別用途食が必要な場合は、災対各地区本部総務班に報告し、災対各地区本部総務班は、地区単位でとりまとめて<u>災対財政部・産業振興部物資支援班</u>へ要請を行う。</p> <p>なお、要配慮者及び家族は、初動期においては、上記の対応が困難な場合もあることに留意し、発災後1週間程度は、家庭内で備蓄した食料等を活用するよう努める。</p> <p>エ 災対各地区本部避難所班は、車椅子や乳幼児用ミルク、おむつなどの日用品を確保するため、災対財政部・災対産業振興部物資統括班と連携を図りながら、協定締結自治体や民間事業者に供給を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>(10) 旅行者を含む帰宅困難者の対策</b></p> <p>市は、通勤・通学者及び旅行者等の帰宅困難者に関する情報収集を行うとともに、避難所の開設や代替交通手段の確保など、状況に応じた対策を講じる。</p> <p><b>(11) 性的マイノリティの支援対策</b></p> <p>(略)</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・16	<p><b>第16節 救急・救助活動</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 消防部による活動体制</p> <p>消防長は、大規模地震により多数の負傷者および要救助者の発生が予想される場合は、「大規模災害時の消防活動計画（<u>震災消防活動編</u>）」に基づき、ただちに消防部隊を出動させて被災状況等の災害情報収集活動を開始するとともに、消防団をはじめ警察署等の防災関係機関、市医師会や病院協議会など医療関係団体、日本赤十字社福島県支部等と連携を図り、総力を挙げて被災者の救助、救護等人命の安全確保を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の対策</p> <p>(2) 消防機関の対策</p> <p>消防本部・消防署及び消防団は、「大規模災害時の消防活動計画（<u>震災消防活動編</u>）」により全消防力をあげて消防活動を実施する。</p>	<p><b>第16節 救急・救助活動</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 消防部による活動体制</p> <p>消防長は、大規模地震により多数の負傷者および要救助者の発生が予想される場合は、「大規模災害時の消防活動計画_____」に基づき、ただちに消防部隊を出動させて被災状況等の災害情報収集活動を開始するとともに、消防団をはじめ警察署等の防災関係機関、市医師会や病院協議会など医療関係団体、日本赤十字社福島県支部等と連携を図り、総力を挙げて被災者の救助、救護等人命の安全確保を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の対策</p> <p>(2) 消防機関の対策</p> <p>消防本部・消防署及び消防団は、「大規模災害時の消防活動計画_____」により全消防力をあげて消防活動を実施する。</p>
3・17	<p><b>第17節 医療救護活動</b></p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、災対保健福祉部<u>地域医療対策班</u>は、発災直後に被災地域及び医療機関等から必要な情報収集を行う。</p> <p>イ 災対保健福祉部（<u>地域医療対策班、保健所班</u>）は、被災者に対する医療及び助産を実施するため、避難所または市内の医療機関に救護所を設置するとともに、市医師会、市病院協議会など医療関係団体と協議し、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下「医療救護班等」という。）の派遣<u>計画を策定する。</u></p> <p>ウ 災対保健福祉部<u>地域医療対策班</u>は、市医師会や市薬剤師会、<u>福島薬業協同組合</u>等と協議を行い、救護所における医療救護活動に必要な応急処置用資器材や医薬品等を確保する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 救護医療機関等の区分</p> <p>地震発生時は、同時に多数の負傷者が発生して医療機関に殺到し、大混乱となることが予想されることから、災対保健福祉部<u>地域医療対策班</u>は、市医師会や市病院協議会等と協議を行い、医療救護の拠点となる救護所を指定するとともに、救急指定病院や災害拠点病院等と緊密に連携し、負傷程度に応じた段階的医療救護を行うことにより、混乱の回避と負傷者の分散を図るなど、より円滑な医療救護の実施に努める。</p>	<p><b>第17節 医療救護活動</b></p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、災対保健福祉部<u>保健所班</u>は、発災直後に被災地域及び医療機関等から必要な情報収集を行う。</p> <p>イ 災対保健福祉部<u>保健所班</u>は、被災者に対する医療及び助産を実施するため、避難所または市内の医療機関に救護所を設置するとともに、市医師会、市病院協議会など医療関係団体と協議し、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下「医療救護班等」という。）の派遣<u>を調整する。</u></p> <p>ウ 災対保健福祉部<u>保健所班</u>は、市医師会や市薬剤師会_____等と協議を行い、救護所における医療救護活動に必要な応急処置用資器材や医薬品等を確保する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 救護医療機関等の区分</p> <p>地震発生時は、同時に多数の負傷者が発生して医療機関に殺到し、大混乱となることが予想されることから、災対保健福祉部<u>保健所班</u>は、市医師会や市病院協議会等と協議を行い、医療救護の拠点となる救護所を指定するとともに、救急指定病院や災害拠点病院等と緊密に連携し、負傷程度に応じた段階的医療救護を行うことにより、混乱の回避と負傷者の分散を図るなど、より円滑な医療救護の実施に努める。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
	<p>(略)</p> <p>(2) 医療救護班等の派遣要請</p> <p>ア 市（災対保健福祉部<u>地域医療対策班</u>）は、大規模地震の発生等により、多くの負傷者発生が見込まれる場合には、市医師会など医療関係団体との協定に基づき、医療救護班等の派遣要請を行うとともに、市医師会等と救護所の開設について協議を行う。</p> <p>イ 市から要請を受けた市医師会等は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、すみやかに医療救護班の派遣計画を策定する。</p> <p>(3) 医療救護体制</p> <p>(略)</p> <p>② 救急指定病院（地域災害拠点病院を含む。）</p> <p>地震発生時においては、重傷者の処置、収容及び助産を行うほか、中等傷者に対する処置、精神科医療等の措置を行う。</p> <p>ア 医療救護体制の整備等</p> <p>地震発生時においては、すみやかに医師、看護師等の招集を行うなど医療体制を整え、医療救護を開始するとともに、次の事項についてすみやかに市災対保健福祉部 _____ に連絡する。</p> <p>a 施設、機能の被害状況</p> <p>b 入院患者及び院内負傷者の状況</p> <p>c 医療従事者の確保状況</p> <p>d 人工透析器の稼働状況及び稼働見込み</p> <p>e 医療救護活動報告書</p> <p>f その他必要なこと</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医療、救護資器材及び医薬材料の確保</p> <p>(略)</p> <p>② 血液の確保</p> <p>市（災対保健福祉部 _____、医療センター）は、赤十字血液センター施設等の被災状況をすみやかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部に対し、血液確保の協力要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 後方医療体制</p> <p>災対保健福祉部<u>地域医療対策班</u>は、市病院協議会等と協議し、市内の病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③ 広域医療協力体制</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 医療救護班等の派遣要請</p> <p>ア 市（災対保健福祉部<u>保健所班</u>）は、大規模地震の発生等により、多くの負傷者発生が見込まれる場合には、市医師会など医療関係団体との協定に基づき、医療救護班等の派遣要請を行うとともに、市医師会等と救護所の開設について協議を行う。</p> <p>イ 市から要請を受けた市医師会等は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、すみやかに医療救護班の派遣計画を策定する。</p> <p>(3) 医療救護体制</p> <p>(略)</p> <p>② 救急指定病院（地域災害拠点病院を含む。）</p> <p>地震発生時においては、重傷者の処置、収容及び助産を行うほか、中等傷者に対する処置、精神科医療等の措置を行う。</p> <p>ア 医療救護体制の整備等</p> <p>地震発生時においては、すみやかに医師、看護師等の招集を行うなど医療体制を整え、医療救護を開始するとともに、次の事項についてすみやかに市災対保健福祉部<u>保健所班</u>に連絡する。</p> <p>a 施設、機能の被害状況</p> <p>b 入院患者及び院内負傷者の状況</p> <p>c 医療従事者の確保状況</p> <p>d 人工透析器の稼働状況及び稼働見込み</p> <p>e 医療救護活動報告書</p> <p>f その他必要なこと</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医療、救護資器材及び医薬材料の確保</p> <p>(略)</p> <p>② 血液の確保</p> <p>市（災対保健福祉部<u>保健所班</u>、医療センター）は、赤十字血液センター施設等の被災状況をすみやかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部に対し、血液確保の協力要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 後方医療体制</p> <p>災対保健福祉部<u>保健所班</u>は、市病院協議会等と協議し、市内の病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③ 広域医療協力体制</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・18	<p>災対保健福祉部<u>地域医療対策班</u>は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足する場合は、県に対しDMATやJMATの派遣要請を行う。</p> <p>④ 医療スタッフの搬送</p> <p>災対保健福祉部<u>地域医療対策班</u>は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。</p> <p><b>第18節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 道路管理者等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>② 緊急の措置等</p> <p>(略)</p> <p>イ 道路啓開</p> <p>(略)</p> <hr/> <p><u>b</u> 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上障害物については、県警察本部の協力を得るなどして排除する。</p> <p><u>c</u> 道路区間が指定された場合において、車両を移動するよう命じられた車両等の占有者等が当該措置をとらない場合、または運転者がいない場合は、道路管理者等は自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p><u>d</u> 道路管理者等は、自ら車両の移動等を行った場合は、やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。</p>	<p>災対保健福祉部<u>保健所班</u>は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足する場合は、県に対しDMATやJMATの派遣要請を行う。</p> <p>④ 医療スタッフの搬送</p> <p>災対保健福祉部<u>保健所班</u>は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。</p> <p><b>第18節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 道路管理者等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>② 緊急の措置等</p> <p>(略)</p> <p>イ 道路啓開</p> <p>(略)</p> <p><u>b</u> <u>東北道路啓開計画（福島県版）に位置けられた路線については、東北道路啓開計画に基づき道路啓開を実施する。</u></p> <p><u>c</u> 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上障害物については、県警察本部の協力を得るなどして排除する。</p> <p><u>d</u> 道路区間が指定された場合において、車両を移動するよう命じられた車両等の占有者等が当該措置をとらない場合、または運転者がいない場合は、道路管理者等は自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p><u>e</u> 道路管理者等は、自ら車両の移動等を行った場合は、やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。</p>
3・29	<p><b>第29節 リ災証明書発行対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) リ災証明書の発行対象</p> <p>り災証明書は、災対法第2条第1号に規定する災害により建物（居宅、附属屋、物置、店舗、工場等）の被害状況について市長が発行するものである。</p> <hr/> <p>なお、<u>建物以外</u>が被災した場合は、被災証明書を発行する。</p>	<p><b>第29節 リ災証明書発行対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) リ災証明書の発行対象</p> <p>り災証明書は、災対法第2条第1号に規定する災害により建物（居宅、附属屋、物置、店舗、工場等）の被害状況について市長が発行するものである。<u>（原則として、建物のうち住家を対象とし、災害規模等により住家以外も対象とする。）</u></p> <p>なお、<u>り災証明書発行対象の建物以外</u>が被災した場合は、被災証明書を発行する。</p>
3・33	<p><b>第33節 ライフライン応急対策（電話）</b></p> <p>【実施主体】<u>東日本電信電話</u>—福島支店</p>	<p><b>第33節 ライフライン応急対策（電話）</b></p> <p>【実施主体】<u>NTT東日本</u>—福島支店</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
<p>3・34</p> <p>3・38</p> <p>3・39</p>	<p>1 計画の目的</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>は、震災の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業の迅速かつ的確な実施、避難所等への特設公衆電話回線の設置などにより、災害時における通信の確保を図る。</p> <div data-bbox="477 464 1576 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>は、市災対本部への臨時電話の設置など防災関係機関の通信確保を早急に実施する。また、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用や避難所等における特設公衆電話の運用を開始し、被災地の通信を確保する。</p> </div> <p>(略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p><b>第34節 ライフライン応急対策（携帯電話）</b></p> <div data-bbox="427 915 1576 1010" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【実施主体】 _____ (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、 _____</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>第38節 ライフライン応急対策（水道）</b></p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急給水計画と応急復旧計画の策定</p> <p>ア 市（災対水道部、災対市民協働部）は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p><b>第39節 ライフライン応急対策（下水道）</b></p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 復旧対策の実施計画</p> <p>市（災对生活環境部）は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、できる限り速やかな復旧対策を実施する。</p>	<p>1 計画の目的</p> <p><u>NTT東日本(株)</u> は、震災の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業の迅速かつ的確な実施、避難所等への特設公衆電話回線の設置などにより、災害時における通信の確保を図る。</p> <div data-bbox="1673 464 2772 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p><u>NTT東日本(株)</u> は、市災対本部への臨時電話の設置など防災関係機関の通信確保を早急に実施する。また、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用や避難所等における特設公衆電話の運用を開始し、被災地の通信を確保する。</p> </div> <p>(略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p><b>第34節 ライフライン応急対策（携帯電話）</b></p> <div data-bbox="1623 915 2772 1010" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【実施主体】 <u>携帯電話事業者</u> (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、<u>楽天モバイル(株)</u></p> </div> <p>(略)</p> <p><b>第38節 ライフライン応急対策（水道）</b></p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急給水計画と応急復旧計画の策定</p> <p>ア 市（災対水道部、災対市民協働部）は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。</p> <p><u>また、応急対策にあたっては、災对生活環境部と連携し、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第39節 ライフライン応急対策（下水道）</b></p> <p>(略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 復旧対策の実施計画</p> <p>市（災对生活環境部）は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、できる限り速やかな復旧対策を実施する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・42	<p>復旧にあたっては、処理場、ポンプ場、管路など主要施設から順次行う。</p> <hr/> <p><b>第42節 火災対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 消防機関の対策</p> <p>消防本部・消防署及び消防団は、「大規模災害時の消防活動計画（震災消防活動編）」により全消防力をあげて消防活動を実施する。</p> <p>① 火災情報の収集</p> <p>火災情報の収集は、119番通報のあった事案を中心に行うが、通信回線が途絶したときは以下の方法により、すみやかに管轄区域内の火災全体状況を把握するとともに、災対統括部に報告する。</p> <p>ア 職員の参集途上の情報収集</p> <p>イ 消防車等の管内巡回による情報収集</p> <p>ウ 消防団による地域内巡回による情報収集</p> <p>(略)</p> <p>③ 火災防御活動</p> <p>(略)</p> <p>キ 断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、防火水槽等の防火用水施設を活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止にあたる。</p> <p>(3) 消防団による活動</p> <p>災対消防部と連携を図りながら、以下の活動を行う。</p> <p>(略)。</p> <hr/>	<p>復旧にあたっては、処理場、ポンプ場、管路など主要施設から順次行う。</p> <p><u>また、応急対策にあたっては、災対水道部と連携し、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><b>第42節 火災対策</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 消防機関の対策</p> <p>消防本部・消防署及び消防団は、「大規模災害時の消防活動計画（震災消防活動編）」により全消防力をあげて消防活動を実施する。</p> <p>① 火災情報の収集</p> <p>火災情報の収集は、119番通報のあった事案を中心に行うが、通信回線が途絶したときは以下の方法により、すみやかに管轄区域内の火災全体状況を把握するとともに、災対統括部に報告する。</p> <p>ア 職員の参集途上の情報収集</p> <p>イ 消防車等の管内巡回及びドローンを活用した情報収集</p> <p>ウ 消防団による地域内巡回による情報収集</p> <p>(略)</p> <p>③ 火災防御活動</p> <p>(略)</p> <p>キ 断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、防火水槽等の防火用水施設を活用するとともに、<u>遠距離放水体制を確保するなど、継続的な送水体制を構築</u>し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止にあたる。</p> <p>(3) 消防団による活動</p> <p>災対消防部と連携を図りながら、以下の活動を行う。</p> <p>(略)。</p> <p><u>オ 消防本部と連携し火災防御にあたるとともに、状況に応じ遠距離送水体制を確保する。</u></p>
3・53	<p><b>第53節 ボランティアとの協働</b></p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割</p> <p>災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して市内各地域の被災実情に応じ、市社会福祉センターや、各地区本部などへ災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>災害ボランティアセンターの組織は、以下の図を基本とし、センターの設置・運営については、社会福祉協議会を主体としてボランティア団体等の協力を得て組織する。</p>	<p><b>第53節 ボランティアとの協働</b></p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割</p> <p>災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して市内各地域の被災実情に応じ、市社会福祉センターや、各地区本部などへ災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>災害ボランティアセンターの組織は、以下の図を基本とし、センターの設置・運営については、社会福祉協議会を主体としてボランティア団体等の協力を得て組織する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案								
<p>3・54</p>	<p>(2) 市（災対市民協働部）の役割 (略)</p> <p>② 災害ボランティアセンターの運営支援</p> <p>ア 災害ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、市社会福祉協議会に対して市防災会議連絡員室への職員派遣を要請し、相互の情報共有を図る。</p> <p>イ 求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所など災害ボランティア活動に必要な情報収集を行い、災害ボランティアセンターに提供する。</p> <p>ウ ボランティア保険への加入について啓発に努める。</p> <p><b>第54節 労務等の確保・供給</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めるときは、各執行者は、法に基づき次により従事命令、協力命令を発する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 従事命令、協力命令 (略)</p> <p>② 命令対象者</p> <table border="1" data-bbox="457 1140 1576 1858"> <thead> <tr> <th>命令区分（作業対象）</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）</td> <td>                     1. 医師、歯科医師または薬剤師                      2. <u>保健師、助産師または看護師</u>  <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>                     3. 土木技術者または建築技術者                      4. 土木、左官、とび職                      5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者                      6. 地方鉄道業者及びその従業者                      7. 軌道経営者及びその従業者                      8. 自動車運送業者及びその従事者                      9. 船舶運送業者及びその従業者                 </td> </tr> </tbody> </table>	命令区分（作業対象）	対 象 者	災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. <u>保健師、助産師または看護師</u> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> 3. 土木技術者または建築技術者 4. 土木、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従業者	<p><u>災害ボランティア活動を希望する者に対しては、活動を始める前にボランティア保険に加入するよう周知に努める。</u></p> <p>(2) 市（災対市民協働部）の役割 (略)</p> <p>② 災害ボランティアセンターの運営支援</p> <p>ア 災害ボランティアセンターとの連絡調整について担当者を配置し、速やかに連絡体制を整える。</p> <p>イ 求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所など災害ボランティア活動に必要な情報収集を行い、災害ボランティアセンターに提供する。</p> <p><b>第54節 労務等の確保・供給</b></p> <p>4 業務の内容</p> <p>応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めるときは、各執行者は、法に基づき次により従事命令、協力命令を発する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 従事命令、協力命令 (略)</p> <p>② 命令対象者</p> <table border="1" data-bbox="1653 1140 2772 1858"> <thead> <tr> <th>命令区分（作業対象）</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）</td> <td>                     1. 医師、歯科医師または薬剤師                      2. <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師または看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</u>                      3. <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師または相談支援専門員</u>                      4. 土木技術者または建築技術者                      5. 土木、左官、とび職                      6. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者                      7. 地方鉄道業者及びその従業者                      8. 軌道経営者及びその従業者                      9. 自動車運送業者及びその従事者                      10. 船舶運送業者及びその従業者                 </td> </tr> </tbody> </table>	命令区分（作業対象）	対 象 者	災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師または看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</u> 3. <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師または相談支援専門員</u> 4. 土木技術者または建築技術者 5. 土木、左官、とび職 6. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 7. 地方鉄道業者及びその従業者 8. 軌道経営者及びその従業者 9. 自動車運送業者及びその従事者 10. 船舶運送業者及びその従業者
命令区分（作業対象）	対 象 者									
災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. <u>保健師、助産師または看護師</u> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> 3. 土木技術者または建築技術者 4. 土木、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従業者									
命令区分（作業対象）	対 象 者									
災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師または看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</u> 3. <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師または相談支援専門員</u> 4. 土木技術者または建築技術者 5. 土木、左官、とび職 6. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 7. 地方鉄道業者及びその従業者 8. 軌道経営者及びその従業者 9. 自動車運送業者及びその従事者 10. 船舶運送業者及びその従業者									

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
3・55	<p>10. 港湾運送業者及びその従業者 (略)</p>	<p>11. 港湾運送業者及びその従業者 (略)</p>
	<p><b>第55節 災害救助法による救助</b>  <b>4 業務の内容</b>  <b>(4) 災害救助法の適用手続き</b>  <b>② 適用の決定</b>                      (略)                      ウ 知事は、法を適用したときはすみやかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、<u>次により県報に公示する。</u>                      エ 知事は、法適用の公表にあたっては、内閣総理大臣と十分な調整を図る。</p> <p><b>【告示の例】</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>福島県告示第〇号                          令和〇〇年〇〇月〇〇日発生の〇〇災害に関し、〇〇月〇〇日から〇〇市（町、村）の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。                          令和〇〇年〇〇月〇〇日                          福島県知事〇〇〇〇</p> </div> <p><b>(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施</b>  <b>① 救助の種類</b>                      法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。                      (略)</p> <p><u>カ</u> 被災した住宅の応急修理  <u>キ</u> 生業に必要な資金の給与または貸与  <u>ク</u> 学用品の給与  <u>ケ</u> 埋葬  <u>コ</u> 遺体の捜索及び処理  <u>サ</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去                      (略)</p>	<p><b>第55節 災害救助法による救助</b>  <b>4 業務の内容</b>  <b>(4) 災害救助法の適用手続き</b>  <b>② 適用の決定</b>                      (略)                      ウ 知事は、法を適用したときはすみやかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、<u>ホームページにおいて公示する。</u>                      エ 知事は、法適用の公表にあたっては、内閣総理大臣と十分な調整を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施</b>  <b>① 救助の種類</b>                      法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。                      (略)</p> <p><u>カ</u> <u>福祉サービスの提供</u>  <u>キ</u> 被災した住宅の応急修理  <u>ク</u> 生業に必要な資金の給与または貸与  <u>ケ</u> 学用品の給与  <u>コ</u> 埋葬  <u>サ</u> 遺体の捜索及び処理  <u>シ</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去                      (略)</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
4・2	<p>(7) 強制権の発動 知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。</p> <p>① 救助業務従事の命令（法第7条） 法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限</p> <p>ア 医療関係者 a 医師、歯科医師または薬剤師 b <u>保健師、助産師または看護師</u></p> <hr/> <p>イ 土木建築関係者 a 土木技術者または建築技術者 b 大工、左官またはとび職 c 土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者</p> <p>ウ 送関係者 a 地方鉄道業者及びその従事者 b 軌道経営者及びその従事者 c 自動車運送事業者及びその従事者 d 船舶運送業者及びその従事者 e 港湾運送業者及びその従事者</p> <p>② 救助に関する業務への協力命令（法第8条） <u>被災者及び近隣の者を炊き出し等の救助の業務に従事させる権限</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第4章 災害復旧・復興計画</b> <b>第2節 災害復興計画</b> 1 計画の目的 災害により市域に大規模な被害が発生した場合、被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するため、<u>市</u>及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本<u>方向</u>を定め、復興計画を作成する。 また、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と</p>	<p>(7) 強制権の発動 知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。</p> <p>① 救助業務従事の命令（法第7条） 法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限</p> <p>ア 医療関係者 a 医師、歯科医師または薬剤師 b <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士または歯科技工士</u></p> <p>イ <u>福祉関係者</u> <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師または相談支援専門員</u></p> <p>ウ 土木建築関係者 a 土木技術者または建築技術者 b 大工、左官またはとび職 c 土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者</p> <p>エ 輸送関係者 a 地方鉄道業者及びその従事者 b 軌道経営者及びその従事者 c 自動車運送事業者及びその従事者 d 船舶運送業者及びその従事者 e 港湾運送業者及びその従事者</p> <p>② 救助に関する業務への協力命令（法第8条） <u>被災者及び近隣の者を炊き出し等の救助の業務に従事させる権限</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる権限</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第4章 災害復旧・復興計画</b> <b>第2節 災害復興計画</b> 1 計画の目的 災害により市域に大規模な被害が発生した場合、被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するため、<u>あらかじめ定める事前復興まちづくり計画を踏まえ</u>、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本<u>方針</u>を定め、復興計画を作成する。 また、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案																
<p>4・3</p>	<p>良好な都市環境を目指した効率的な復興対策、防災対策を早急に実施する。</p> <p><b>第3節 市民生活安定のための緊急措置</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被害状況に応じて迅速に生活支援体制を確立し、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税等の徴収猶予措置、公共料金の特例措置、被災住宅復興や事業経営安定のための資金融資、弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分等を実施し、 <u>市民生活の安定を図る。</u></p> <p>東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。</p> </div> <p>(略)</p> <p>3 被災者の生活再建 (略)</p> <p>(3) 各種支援制度 (略)</p> <p>② 災害援護資金等の貸付 (略)</p> <p>オ 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <table border="1" data-bbox="507 1455 1581 1862"> <tr> <td>根拠法令</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>災害救助法の適否によらない。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1. 母子福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・父母のいない20歳未満の児童（児童に対する貸付のみ）</td> </tr> </table>	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。	対象となる災害	災害救助法の適否によらない。	対象者	1. 母子福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・父母のいない20歳未満の児童（児童に対する貸付のみ）	<p>良好な都市環境を目指した効率的な復興対策、防災対策を早急に実施する。</p> <p><b>第3節 市民生活安定のための緊急措置</b></p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被害状況に応じて迅速に生活支援体制を確立し、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税等の徴収猶予措置、公共料金の特例措置、被災住宅復興や事業経営安定のための資金融資、弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分等を実施するとともに、<u>被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることにより、</u>市民生活の安定を図る。</p> <p>東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。</p> </div> <p>(略)</p> <p>3 被災者の生活再建 (略)</p> <p>(3) 各種支援制度 (略)</p> <p>② 災害援護資金等の貸付 (略)</p> <p>オ 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <table border="1" data-bbox="1703 1455 2778 1862"> <tr> <td>根拠法令</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>災害救助法の適否によらない。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1. 母子福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・父母のいない20歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） <u>2. 父子福祉資金</u> <u>・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子</u></td> </tr> </table>	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。	対象となる災害	災害救助法の適否によらない。	対象者	1. 母子福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・父母のいない20歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） <u>2. 父子福祉資金</u> <u>・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子</u>
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）																	
手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。																	
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。																	
対象者	1. 母子福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・父母のいない20歳未満の児童（児童に対する貸付のみ）																	
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）																	
手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。																	
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。																	
対象者	1. 母子福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・父母のいない20歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） <u>2. 父子福祉資金</u> <u>・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子</u>																	

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行		修 正 案	
<p>5・1</p> <p>5・2</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 寡婦福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寡婦</li> <li>・40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）</li> </ul>	<p>3. 寡婦福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寡婦</li> <li>・40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）</li> </ul>	
		<p>制度の概要</p> <p>母子家庭・<u>          </u>及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200万円以内）の種類は以下の12種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>母</u>・母子<u>      </u>福祉団体対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始資金</li> <li>・事業継続資金</li> </ul> </li> <li>2. <u>母</u>・児童対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支度資金</li> <li>・医療介護資金</li> </ul> </li> <li>3. <u>母</u>対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能修得資金</li> <li>・生活資金</li> <li>・住宅資金</li> <li>・転宅資金 <u>          </u></li> </ul> </li> <li>4. 児童対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金</li> <li>・修業資金</li> <li>・就学支度資金</li> </ul> </li> </ol>	<p>制度の概要</p> <p>母子家庭・<u>父子家庭</u>及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200万円以内）の種類は以下の12種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>夫母</u>・<u>寡婦</u>・母子<u>父子</u>福祉団体対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始資金</li> <li>・事業継続資金</li> </ul> </li> <li>2. <u>夫母</u>・<u>寡婦</u>・児童対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支度資金</li> <li>・医療介護資金</li> </ul> </li> <li>3. <u>夫母</u>・<u>寡婦</u>対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能修得資金</li> <li>・生活資金</li> <li>・住宅資金</li> <li>・転宅資金</li> <li>・<u>結婚資金</u></li> </ul> </li> <li>4. 児童対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金</li> <li>・修業資金</li> <li>・就学支度資金</li> </ul> </li> </ol>	
<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図るものとする。災害に強い都市基盤整備は、第2章「災害予防」第4節「都市の防災構造化」を参照するものとする。</p>				

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p>(1) 整備すべき施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難場所</li> <li>イ 避難経路</li> <li>ウ 消防用施設</li> <li>エ 消防活動を確保するための道路</li> <li>オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾施設、漁港施設</li> <li>カ 共同溝等</li> <li>キ 地震防災上改築又は補強を要する医療機関</li> <li>ク 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設</li> <li>ケ 地震防災上改築又は補強を要する公立の幼稚園</li> <li>コ 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程</li> <li>サ 地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校</li> <li>シ キからサまで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物</li> <li>ス 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設</li> <li>セ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池</li> <li>ソ 地域防災拠点施設</li> <li>タ 防災行政無線設備</li> <li>チ 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等</li> <li>ツ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</li> <li>テ 地震災害時における応急救護設備又は資機材</li> <li>ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</li> <li>ナ その他地震防災上緊急に整備すべき施設</li> </ul> <p>(2) 施設等の整備にあたり留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</li> <li>また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</li> <li>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</li> </ul> </li> <li>② 避難経路 <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。</li> </ul> </li> <li>③ その他</li> </ul>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
5・3	(新設)	<p>施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。</p> <p>積雪寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。</p> <p><b>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b></p> <p><b>1 津波からの防護</b></p> <p>市又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種施設整備等を行うものとする。</p> <p>(1) <b>堤防、水門等の点検方針・計画</b></p> <p>施設点検等は、第2章「災害予防」第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。</p> <p>(2) <b>堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画</b></p> <p>水門設備の遠隔化等は、第2章「災害予防」第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。</p> <p>(3) <b>積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策</b></p> <p>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。</p> <p>(4) <b>水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</b></p> <p>水門閉鎖等の対応体制は、第2章「災害予防」第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。</p> <p>(5) <b>内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置</b></p> <p>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</p> <p>(6) <b>津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画</b></p> <p>市は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。</p> <p>ア 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画</p> <p>イ サイレン、広報車等の整備の方針及び計画</p> <p>ウ 海岸線の防災行政無線通信施設(同報系)等の整備の方針及び計画</p> <p><b>2 津波に関する情報の伝達等</b></p> <p>津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <b>市内部及び関係機関相互間の伝達体制</b></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p>津波に関する情報の伝達は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」及び、第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。</p> <p><b>(2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制</b>            防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」及び、第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。</p> <p><b>(3) 避難指示の発令基準</b>            避難指示の発令基準、伝達方法は、第3章「災害応急対策」第9節「避難対策」を参照するものとする。避難指示の発令対象地域は、津波避難計画を参照するものとする。</p> <p><b>(4) 船舶に対する伝達体制</b>            船舶に対する伝達体制は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」を参照するものとする。なお、沖合の船舶、漁船等に対しては、第二管区海上保安本部及び福島海上保安部から、各関係機関を通じて、津波警報等が伝達される。</p> <p><b>(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制</b>            被害状況の情報収集体制は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」及び、第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。</p> <p><b>(6) 防災行政無線の整備等</b>            防災行政無線の整備は、第2章「災害予防」第5節「情報伝達手段の多様化」、第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。</p> <p><b>3 地域住民等の避難行動等</b>            市は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</p> <p><b>(1) 避難対象地域</b>            避難対象地域は、津波避難計画を参照するものとする。</p> <p><b>(2) 避難方法</b>            津波からの避難方法は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。具体的な避難方法は、津波避難計画を参照するものとする。</p> <p><b>(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策</b>            市は、県と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策の検討に努めるものとする。</p> <p><b>(4) 住民等の備え</b>            避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。住民等の備えは、第2章「災害予防」、第6節「住民等の事前避難準備」、第9節「津波災害予防」を参照するものとする。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p>(5) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等                      避難行動要支援者の避難支援等は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」、第14節「要配慮者への対策」を参照するものとする。</p> <p>(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等                      外国人の避難誘導は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」、第14節「要配慮者への対策」を参照するものとする。出張者及び旅行者等の避難誘導は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。</p> <p>(7) 住民等の避難行動等の検討にあたり留意すべき事項                      ア 積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮した上で、避難対象地域、避難場所、避難経路等を検討する。                      イ 避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に考慮する。                      ウ 避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。                      エ 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。                      オ 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するなど、津波避難ビル等の活用を推進する。                      カ 人口が少ない平野部等、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提とし、必要に応じて、自動車による避難について検討する。                      キ 推進計画への記載とは別に、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。                      ク 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</p> <p><b>4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</b>                      市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。</p> <p>(1) 避難後の救護の内容                      応急危険度判定の体制は、第2章「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p>(2) 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項</p> <p>① 応急危険度判定を優先的に行う体制          応急危険度判定の体制は、第2章「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。</p> <p>② 各避難所との連絡体制          避難所との連携は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。</p> <p>③ 各避難所における避難者の名簿作成          避難者名簿の作成は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。</p> <p>④ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保          食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保については、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。</p> <p>⑤ 要配慮者用トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応          要配慮者用トイレの設置は、第3章「災害応急対策」、第12節「トイレ利用対策」、福祉避難所の開設等は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」、要配慮者への対応は、第3節「災害応急対策」、第14節「要配慮者への対策」を参照するものとする。</p> <p>⑥ 飼い主によるペットとの同行避難等、様々なニーズへの対応          ペットの同行避難は、第3章「災害応急対策」、第13節「ペットの保護対策」を参照するものとする。</p> <p>(3) 船舶の避難          船舶の安全避難のための対策を検討する。船舶の安全対策は、事故対策編第2章「海上災害」を参照するものとする。</p> <p>(4) 避難場所及び避難所の運営・安全確保にあたり留意すべき事項</p> <p>ア 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>イ 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所及び避難所の運営に協力する。</p> <p>ウ 積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮する。</p> <p>エ 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p>オ 孤立する恐れのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。</p> <p>カ 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。</p> <p><b>5 意識の普及・啓発</b></p> <p>市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。</p> <p>住民への津波に関する知識の普及は、第2章「災害予防」、第9節「津波災害予防」を参照するものとする。</p> <p><b>6 消防機関等の活動</b></p> <p>ア 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。なお、津波警報等の伝達は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」、津波からの避難誘導は、第3章「災害応急対策」第9節「避難対策」を参照するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 津波警報等の情報の的確な収集・伝達</li> <li>b 津波からの避難誘導</li> <li>c 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援</li> <li>d 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</li> </ul> <p>イ アに掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。</p> <p><b>7 水道、電気、ガス、通信、放送関係</b></p> <p>(1) 水道</p> <p>住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。</p> <p>水道の二次被害を軽減するための措置は、第3章「災害応急対策」第38節「ライフライン応急対策（水道）」を参照するものとする。</p> <p>(2) 電気</p> <p>ア 重要施設の選定に係る措置については、第2章「災害予防」第24節「ライフライン強化対策（電力）」を参照するものとする。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p>イ 東北電力ネットワーク㈱が行う措置は、第3章「災害応急対策」第35節「ライフライン応急対策（電力）」を参照するものとする。</p> <p>(3) ガス                      東部ガス㈱、いわきガス㈱、常磐都市ガス㈱、㈱常磐共同ガス、(一社)福島県LPガス協会等が行う措置は、第3章「災害応急対策」第36節「ライフライン応急対策（ガス）」を参照するものとする。</p> <p>(4) 通信                      NTT東日本㈱が行う措置は、第3章「災害応急対策」第33節「ライフライン応急対策（電話）」を参照するものとする。</p> <p>(5) 放送                      ㈱いわき市民コミュニティ放送が行う措置は、第3章「災害応急対策」第32節「コミュニティ放送事業者の応急対策」を参照するものとする。</p> <p>8 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>① 交通規制                      県警察本部及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察本部との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。                      交通規制等の内容は、第3章「災害応急対策」第18節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を参照するものとする。</p> <p>② 除雪                      道路の除雪に係る対策は、第2章「災害予防」第4節「都市の防災構造化」を参照するものとする。</p> <p>(2) 海上</p> <p>ア 福島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を実施する。海上交通の安全確保は、第3章「災害応急対策」第19節「港湾・漁港施設・海上の応急対策」を参照するものとする。</p> <p>イ 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、次の安全確保対策をとるものとする。安全確保対策の内容は、第3章「災害応急対策」第19節「港湾・漁港施設・海上の応急対策」を参照するものとする。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p><b>(3) 鉄道</b> 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は実施する。 運行上の措置の内容は、第3章「災害応急対策」第30節「鉄道事業者の応急対策」を参照するものとする。</p> <p><b>(4) 乗客等の避難誘導等</b> 船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等の避難誘導策を検討する。避難誘導策の検討に当たっては、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。</p> <p><b>9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</b></p> <p><b>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</b> 市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。 施設における対策は、第2節「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。</p> <p><b>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</b> 災害対策本部又は災害対策各地区本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。 また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。 防災上重要な建築物の災害予防対策は、第2章「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保 イ 無線通信機等通信手段の確保 ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p> <p><b>(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視</b> 地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。 緊急点検及び巡視を実施においては、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</p> <p><b>(4) 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置</b> 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
5・4	(新設)	<p>津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</p> <p><b>10 迅速な救助</b></p> <p>ア 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。救助・救急活動の実施体制の構築に当たっては、孤立集落、長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。</p> <p>イ 市は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。緊急消防援助隊の要請及び受援の体制は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。</p> <p>ウ 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。救急・救助活動における交通確保は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。</p> <p>エ 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。消防団の充実は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。</p> <p><b>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</b></p> <p><b>1 資機材、人員等の配備手配</b></p> <p>ア 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するための広域的措置を実施する。応援要請内容等は、第3章「災害応急対策」第2節「防災関係機関の相互協力体制」を参照するものとする。</p> <p>イ 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、事前応援協定の締結、その他の手続上の措置を実施する。積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。事前応援協定の締結その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。本市が締結する相互応援協定は、資料編「4 いわき市の災害協定締結状況一覧」を参照するものとする。</p> <p><b>2 物資の備蓄・調達</b></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
5・5	(新設)	<p>被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達の実施する。</p> <p>必要となる物資の備蓄及び調達にあたっては、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。</p> <p>物資の備蓄・調達は、第2章「災害予防」第33節「備蓄体制の整備」を参照するものとする。</p> <p><b>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</b></p> <p><b>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等</b></p> <p><b>(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</b></p> <p>北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおりとする。</p> <p><b>① 市内部及び関係機関相互間の伝達体制</b></p> <p>気象庁において一定精度のM<sub>w</sub>（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。その他、気象庁から防災情報提供システムのメール配信等により県（危機管理総室）及び市へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。</p> <p><b>② 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制</b></p> <p>市は、防災行政無線や緊急速報メール、FAX、防災アプリ等で後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下、「後発地震への注意を促す情報等」）を地域住民や企業等に伝達する。</p> <p><b>③ 情報伝達に当たって留意すべき事項</b></p> <p>勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</p> <p>防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。</p> <p>地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</p> <p>状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。</p> <p>外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
5・6	(新設)	<p>地域住民等への広報は、第3章「災害応急対策」第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。</p> <p><b>(2) 市の災害に関する会議等の設置</b>  災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章「災害応急対策」第1節「災害対策本部の組織・運営」を参照するものとする。</p> <p><b>2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</b>  市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。  後発地震が発表された後の広報は、第3章「災害応急対策」第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。</p> <p><b>3 災害応急対策をとるべき期間等</b>  市は、北海道・三陸沖後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</p> <p><b>4 市のとるべき措置</b>  市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。  また、市は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。  なお、後発地震に対して注意する措置は以下のとおりである。  ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認  イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え  ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え  エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</p> <p><b>第6節 防災訓練に関する事項</b></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
5・7	(新設)	<p>市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、定期的実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</p> <p>実施する訓練は、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うことや地域住民等の協力及び参加を得るよう配慮し、内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努めるほか、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>防災訓練の実施は、第2章「災害予防」、第3節「被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練」を参照するものとする。</p> <p><b>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</b></p> <p><b>1 市職員等に対する教育</b></p> <p>市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を実施する。職員等に対する教育に含むべき事項は以下のとおりとする。</p> <p>市職員等に対する教育の実施は、第2章「災害予防」、第3節「被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練」を参照するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震及び津波に関する一般的な知識</li> <li>イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</li> <li>ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</li> <li>エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</li> <li>オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</li> <li>カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</li> <li>キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</li> </ul> <p><b>2 地域住民等に対する教育・広報</b></p> <p><b>(1) 地域住民等に対する教育・広報事項</b></p> <p>市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとし</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案
		<p>て、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施する。地域住民等に対する教育・広報に含むべき事項は以下のとおりとする。なお、地域住民等に対する教育・広報の実施は、第2章「災害予防」、第3節「被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練」を参照するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震及び津波に関する一般的な知識</li> <li>イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</li> <li>ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</li> <li>エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</li> <li>オ 正確な情報の入手方法</li> <li>カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</li> <li>ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</li> <li>ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</li> <li>コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</li> <li>サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品</li> </ul> <p><b>(2) 地域住民等に対する教育・広報の実施にあたり留意すべき事項</b></p> <p>地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</p> <p>要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</p> <p>地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行	修 正 案								
5・8	(新設)	<p>現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</p> <p><b>第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</b></p> <p>津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1620 646 2801 783"> <thead> <tr> <th data-bbox="1620 646 1902 737">津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th data-bbox="1902 646 2472 737">津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th data-bbox="2472 646 2614 737">目標</th> <th data-bbox="2614 646 2801 737">達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1620 737 1902 783"></td> <td data-bbox="1902 737 2472 783"></td> <td data-bbox="2472 737 2614 783"></td> <td data-bbox="2614 737 2801 783"></td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間				
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間							



章・節	現 行 計 画	修 正 案
	<p>② 消火活動</p> <p>ア 林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常にその変化に応じた措置を講じる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、次の事項を検討して最善の方策を講じる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>② 消火活動</p> <p>ア 林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常にその変化に応じた措置を講じる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、次の事項を検討して最善の方策を講じる。</p> <p><u>m 遠距離送水体制の構築</u></p> <p><u>n ドローンの活用</u></p>

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案																												
	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 415 753 478">関係機関</th> <th data-bbox="753 415 1430 478">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 478 753 827">                     国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構                 </td> <td data-bbox="753 478 1430 827">                     (1) 原子力災害医療活動に関すること。                      (2) 専門機関との連携強化に関すること。                      (3) 専門家の派遣に関すること。                      (4) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。                      (5) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。                      (6) 住民相談窓口の設置等に関すること。                      (7) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 827 753 1142">                     国立研究開発法人 日本原子力研究開発機 構                 </td> <td data-bbox="753 827 1430 1142">                     (1) 関係機関との連携強化に関すること。                      (2) 専門家の派遣に関すること。                      (3) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。                      (4) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。                      (5) 住民相談窓口の設置等に関すること。                      (6) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1142 753 1402">                     〃東日本<u>電信電話</u>(株)一 福島支店 NTT コミュニケーションズ(株) (株)NTT トコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)                 </td> <td data-bbox="753 1142 1430 1402">                     (1) 通信の確保に関すること。                      (2) 災害時優先電話に関すること。                      (3) 仮設回線の設置に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1402 753 1545">                     東日本旅客鉄道(株) (東北本部福島支店、水 戸支社)                 </td> <td data-bbox="753 1402 1430 1545">                     救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1545 753 1640">                     日本赤十字社福島県支部                 </td> <td data-bbox="753 1545 1430 1640">                     (1) 医療班救護チーム等への派遣に関すること。                      (2) 義援金の募集に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1640 753 1734">                     日本放送協会福島放送局                 </td> <td data-bbox="753 1640 1430 1734">                     (1) 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。                      (2) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事務又は業務の大綱	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	(1) 原子力災害医療活動に関すること。 (2) 専門機関との連携強化に関すること。 (3) 専門家の派遣に関すること。 (4) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (5) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (6) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (7) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機 構	(1) 関係機関との連携強化に関すること。 (2) 専門家の派遣に関すること。 (3) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (4) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (5) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (6) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。	〃東日本 <u>電信電話</u> (株)一 福島支店 NTT コミュニケーションズ(株) (株)NTT トコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 災害時優先電話に関すること。 (3) 仮設回線の設置に関すること。	東日本旅客鉄道(株) (東北本部福島支店、水 戸支社)	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。	日本赤十字社福島県支部	(1) 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 (2) 義援金の募集に関すること。	日本放送協会福島放送局	(1) 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 (2) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。	<p>商号変更</p>	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1670 426 2021 489">関係機関</th> <th data-bbox="2021 426 2697 489">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1670 489 2021 837">                     国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構                 </td> <td data-bbox="2021 489 2697 837">                     (1) 原子力災害医療活動に関すること。                      (2) 専門機関との連携強化に関すること。                      (3) 専門家の派遣に関すること。                      (4) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。                      (5) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。                      (6) 住民相談窓口の設置等に関すること。                      (7) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 837 2021 1152">                     国立研究開発法人 日本原子力研究開発機 構                 </td> <td data-bbox="2021 837 2697 1152">                     (1) 関係機関との連携強化に関すること。                      (2) 専門家の派遣に関すること。                      (3) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。                      (4) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。                      (5) 住民相談窓口の設置等に関すること。                      (6) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 1152 2021 1413"> <u>NTT</u> 東日本 〃(株)一 福島支店 NTT コミュニケーションズ(株) (株)NTT トコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)                 </td> <td data-bbox="2021 1152 2697 1413">                     (1) 通信の確保に関すること。                      (2) 災害時優先電話に関すること。                      (3) 仮設回線の設置に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 1413 2021 1556">                     東日本旅客鉄道(株) (東北本部福島支店、水 戸支社)                 </td> <td data-bbox="2021 1413 2697 1556">                     救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 1556 2021 1650">                     日本赤十字社福島県支部                 </td> <td data-bbox="2021 1556 2697 1650">                     (1) 医療班救護チーム等への派遣に関すること。                      (2) 義援金の募集に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 1650 2021 1745">                     日本放送協会福島放送局                 </td> <td data-bbox="2021 1650 2697 1745">                     (1) 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。                      (2) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事務又は業務の大綱	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	(1) 原子力災害医療活動に関すること。 (2) 専門機関との連携強化に関すること。 (3) 専門家の派遣に関すること。 (4) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (5) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (6) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (7) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機 構	(1) 関係機関との連携強化に関すること。 (2) 専門家の派遣に関すること。 (3) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (4) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (5) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (6) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。	<u>NTT</u> 東日本 〃(株)一 福島支店 NTT コミュニケーションズ(株) (株)NTT トコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 災害時優先電話に関すること。 (3) 仮設回線の設置に関すること。	東日本旅客鉄道(株) (東北本部福島支店、水 戸支社)	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。	日本赤十字社福島県支部	(1) 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 (2) 義援金の募集に関すること。	日本放送協会福島放送局	(1) 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 (2) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
関係機関	事務又は業務の大綱																														
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	(1) 原子力災害医療活動に関すること。 (2) 専門機関との連携強化に関すること。 (3) 専門家の派遣に関すること。 (4) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (5) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (6) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (7) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。																														
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機 構	(1) 関係機関との連携強化に関すること。 (2) 専門家の派遣に関すること。 (3) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (4) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (5) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (6) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。																														
〃東日本 <u>電信電話</u> (株)一 福島支店 NTT コミュニケーションズ(株) (株)NTT トコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 災害時優先電話に関すること。 (3) 仮設回線の設置に関すること。																														
東日本旅客鉄道(株) (東北本部福島支店、水 戸支社)	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。																														
日本赤十字社福島県支部	(1) 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 (2) 義援金の募集に関すること。																														
日本放送協会福島放送局	(1) 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 (2) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。																														
関係機関	事務又は業務の大綱																														
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	(1) 原子力災害医療活動に関すること。 (2) 専門機関との連携強化に関すること。 (3) 専門家の派遣に関すること。 (4) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (5) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (6) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (7) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。																														
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機 構	(1) 関係機関との連携強化に関すること。 (2) 専門家の派遣に関すること。 (3) 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 (4) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 (5) 住民相談窓口の設置等に関すること。 (6) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。																														
<u>NTT</u> 東日本 〃(株)一 福島支店 NTT コミュニケーションズ(株) (株)NTT トコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 災害時優先電話に関すること。 (3) 仮設回線の設置に関すること。																														
東日本旅客鉄道(株) (東北本部福島支店、水 戸支社)	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。																														
日本赤十字社福島県支部	(1) 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 (2) 義援金の募集に関すること。																														
日本放送協会福島放送局	(1) 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 (2) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。																														

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案																														
	<p><b>3 通信手段・経路の多様化等</b></p> <hr/> <p><b>(4) 災害時優先電話等の活用</b></p> <p>市は、<u>電信電話</u> 株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を原子力災害対策本部等が設置される市役所本庁舎、各支所及び消防本部に整備するとともに、効果的な活用に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>【緊急輸送路線（第二次確保路線）】</b></p> <table border="1" data-bbox="371 955 1448 1816"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>399号</td> <td>国道6号～小野四倉線</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線</td> <td>国道6号常磐BP～国道6号常磐勿来線～国道399号 国道289号～常磐勿来線 国道6号～常磐自動車道四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>江名常磐線 小名浜港線</td> <td>小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所</td> </tr> <tr> <td>いわき市道</td> <td>榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線</td> <td>市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	路 線 名	区 間	一般国道	399号	国道6号～小野四倉線	主要地方道	小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線	国道6号常磐BP～国道6号常磐勿来線～国道399号 国道289号～常磐勿来線 国道6号～常磐自動車道四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線	一般県道	江名常磐線 小名浜港線	小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所	いわき市道	榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線	市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院	<p>商号変更</p>	<p><b>3 通信手段・経路の多様化等</b></p> <hr/> <p><b>(4) 災害時優先電話等の活用</b></p> <p>市は、<u>NTT</u> 株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を原子力災害対策本部等が設置される市役所本庁舎、各支所及び消防本部に整備するとともに、効果的な活用に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>【緊急輸送路線（第二次確保路線）】</b></p> <table border="1" data-bbox="1638 955 2715 1816"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>399号</td> <td>国道6号～小野四倉線</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線</td> <td>国道6号常磐BP～国道6号常磐勿来線～国道399号 国道289号～常磐勿来線 国道6号～常磐自動車道四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>江名常磐線 小名浜港線</td> <td>小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所</td> </tr> <tr> <td>いわき市道</td> <td>榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線</td> <td>市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	路 線 名	区 間	一般国道	399号	国道6号～小野四倉線	主要地方道	小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線	国道6号常磐BP～国道6号常磐勿来線～国道399号 国道289号～常磐勿来線 国道6号～常磐自動車道四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線	一般県道	江名常磐線 小名浜港線	小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所	いわき市道	榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線	市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院
種 別	路 線 名	区 間																															
一般国道	399号	国道6号～小野四倉線																															
主要地方道	小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線	国道6号常磐BP～国道6号常磐勿来線～国道399号 国道289号～常磐勿来線 国道6号～常磐自動車道四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線																															
一般県道	江名常磐線 小名浜港線	小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所																															
いわき市道	榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線	市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院																															
種 別	路 線 名	区 間																															
一般国道	399号	国道6号～小野四倉線																															
主要地方道	小名浜平線 いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線	国道6号常磐BP～国道6号常磐勿来線～国道399号 国道289号～常磐勿来線 国道6号～常磐自動車道四倉IC いわき上三坂小野線～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線																															
一般県道	江名常磐線 小名浜港線	小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所																															
いわき市道	榎町・九反町線 三倉・尼子線 南町・東荒田線 内郷・平線	市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院																															

章・節	現 行 計 画		修正理由	修 正 案		
		田町・三崎線 小太郎町・尼子町線 長尾・仲山線 十五町目・若葉台線 久保・下矢田線	商号変更		田町・三崎線 小太郎町・尼子町線 長尾・仲山線 十五町目・若葉台線 久保・下矢田線	<u>NTT</u> 東日本_____（株）－福島支店を結ぶ 松村総合病院を結ぶ 市営平球場を結ぶ 国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院
	臨海道路	小名浜臨海道路			臨海道路	小名浜臨海道路
<b>第1節</b>	<b>基本方針</b>			<b>第1節 基本方針</b>		
	本章は、 <u>_____</u> <u>情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき</u> <u>_____</u> 原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである <u>_____</u> 。これ <u>_____</u> 以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。		県計画に合わせるため、表現の変更	本章は、 <u>原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び</u> <u>_____</u> 同第15条に基づき <u>_____</u> 原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである <u>が、_____</u> これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。		
<b>第2節</b>	<b>情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b>				<b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b>	
	<b>1 情報収集事態が発生した際の通報連絡及び対応</b> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			<b>1 情報収集事態が発生した際の通報連絡及び対応</b> <u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町において震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合）が発生した際には、次により連絡を行うものとする。</u> <u>※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（P.38参照）</u>		

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
	<p>(1) <u>原子力防災管理者の対応</u></p> <p><u>原子力発電所の原子力防災管理者は、情報収集事態が発生した場合、安全確保協定に基づき、国、県及び関係市町村に、「東京電力HD(株)福島第一・第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図」(以下「連絡系統図」という。)により通報連絡を行うこととされている。</u></p> <p>(3) <u>国</u>の対応</p> <p>原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁<u>及び関係地方公共団体</u>に対して情報提供を行うものと<u>されている</u>。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、<u>関係地方公共団体</u>に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する<u>こととされている</u>。</p> <p>(2) <u>県</u>等の対応</p> <p>県は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものと<u>されており</u>、<u>情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡することとされている</u>。</p> <p>(4) <u>市</u>の対応</p> <p>市は、情報収集事態(<u>発電所所在町における震度5弱又は震度5強の地震</u>)の発生について通報連絡を受けた場合、直ちに警戒体制(情報収集事態体制)を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、<u>原子力事業者</u>及び県から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p><b>2 警戒事態発生の通報連絡及び対応</b></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>誤記削除</p> <p>県計画に合わせるため、表現の変更</p> <p>県計画に合わせるため、表現の変更</p> <p>県計画に合わせるため、表現の変更</p>	<p>(1) <u>原子力防災管理者の対応</u></p> <p><u>&lt;削除&gt;</u></p> <p>(1) <u>国が行う連絡</u></p> <p>原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、<u>県及び関係市町村</u>に対して情報提供を行うものとする。原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、<u>県及び関係市町村</u>に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) <u>県が行う連絡</u></p> <p>県は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものとする。<u>また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする</u>。</p> <p>(3) <u>市</u>の対応</p> <p>市は、情報収集事態<u>の発生について</u>通報連絡を受けた場合、直ちに警戒体制(情報収集事態体制)を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、<u>国</u>及び県から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p><b>2 警戒事態発生の通報連絡及び対応</b></p> <hr/> <p><u>原子力発電所(以下「発電所」という。)において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。</u></p> <p><u>※別図1 通報連絡系統図(情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合)(P.38参照)</u></p>



章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
	<p><u>イ 福島県において、大津波警報が発令された場合</u>  <u>※原子力規制委員会が判断する警戒事態の例</u>  <u>対策指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」に掲げる警戒事態を判断するEAL</u></p> <p>(2) 県 <u>                    </u> の対応                  県は、原子力規制委員会又は原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものと <u>                    </u> <u>されている</u>。</p> <p>(3) 市の対応                  市は、<u>原子力規制委員会からの連絡があった場合など</u>、警戒事態の発生について通報連絡を受けた場合、直ちに警戒体制（警戒事態体制）を立ち上げ、国、県及び原子力事業者等と連携して情報収集を行うとともに、警戒事態の発生を認知したことについて、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p><b>3 施設敷地緊急事態発生の通報連絡及び対応</b></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) <u>施設敷地緊急事態の通報連絡を受けた場合の対応</u>                  ア <u>原子力                    </u> <u>防災管理者の                    </u> 対応  <u>                    </u> <u>発電所</u>の原子力防災管理者は、<u>                    </u>  <u>施設敷地緊急事態</u>の通報を受けた場合、直ちに<u>                    </u> <u>連絡系統図</u>により、<u>内閣府、                    </u> <u>関係                    </u> <u>地方公共団体</u>、<u>関係都道府県</u>の警察本部、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、<u>                    </u>  <u>                    </u> <u>所定の様式（原子力事業者防災業務計画に定める「特定事象発生通報（原子炉施設）」様式）</u>によりFAXで送付するとともに、電話<u>                    </u> <u>でその着信を確認することと                    </u> <u>されている</u>。</p>	<p>県計画に合わせるため、表現の変更</p> <p>県計画に合わせるため、表現の変更</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) <u>県が行う連絡                    </u>                  県は、原子力規制委員会又は原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものと<u>する                    </u>。</p> <p>(3) 市の対応                  市は、<u>                    </u> <u>警戒事態の発生について通報連絡を受けた場合</u>、直ちに警戒体制（警戒事態体制）を立ち上げ、国、県及び原子力事業者等と連携して情報収集を行うとともに、警戒事態の発生を認知したことについて、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p><b>3 施設敷地緊急事態発生の通報連絡及び対応</b></p> <hr/> <p><u>発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。</u>  <u>※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（P.49参照）</u></p> <hr/> <p>(1) <u>原子力事業者から                    </u> <u>の通報連絡                    </u>  <u>原子力事業者                    </u>の原子力防災管理者は、<u>原災法第10条に定める特定事象発見又は発見                    </u> <u>の通報を受けた場合</u>、直ちに<u>原災法に定める様式                    </u> <u>により、国                    </u> <u>、県、関係市町村                    </u> <u>、                    </u> <u>警察本部等</u>、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、<u>次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送信するものとし                    </u>  <u>                    </u> <u>、電話等により                    </u> <u>その着信を確認することとする                    </u> <u>する                    </u>。</p>

いわき市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
	<p>なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合は、原子力事業者は衛星携帯電話等を所持した連絡員を県及び関係市町村（UPZの13市町村）に派遣することと<u>されている。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>イ 国 の対応</u></p> <p>(ア) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>直ちに「原子力緊急事態宣言」を発出すべきか</u>否かの判断を<u>行</u>い、事象の概要、<u>事象の今後の進展の見通し等</u>事故情報等について官邸（<u>内閣官房</u>）、内閣府、関係地方公共団体 <u>及び</u>関係都道府県の警察本部<u>に</u>連絡することとされている。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、<u>必要に応じPAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、</u>要請 <u>するものと</u> <u>されている。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>県計画に合わせるため、表現の変更</p> <p>県計画に合わせるため、表現の変更</p>	<p>なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合は、原子力事業者は衛星携帯電話等を所持した連絡員を県及び関係市町村<u>に派遣することとする。</u></p> <p><u>また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 特定事象発生の時刻</u></p> <p><u>イ 特定事象発生の場所</u></p> <p><u>ウ 特定事象の種類</u></p> <p><u>エ 想定される原因</u></p> <p><u>オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況</u></p> <p><u>カ その他特定事象の把握に参考となる情報</u></p> <p><u>さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部及び原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の原子力現地災害対策本部にも連絡するものとする。</u></p> <p><u>(2) 国が行う連絡</u></p> <p><u>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と</u>原子力緊急事態が<u>発生しているか</u>否かの判断を<u>直ち</u>に行い、事象の概要、<u>今後の進展見通し等</u>の事故情報等について官邸<u>、</u>内閣府、関係地方公共団体、<u>関係都道府県の警察本部及び住民</u>に連絡することとされている。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、<u>それぞれに対し以下の要請を行うこととされている。</u></p> <p><u>ア PAZを含む関係市町村</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。</u></p>







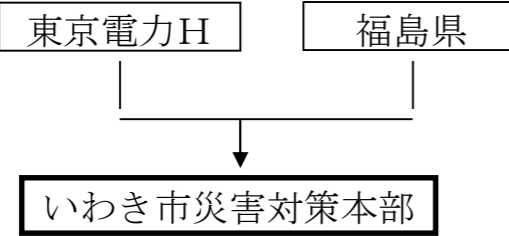
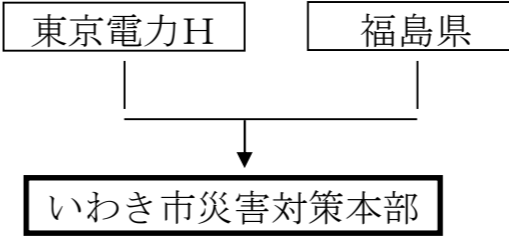






いわき市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		<p><u>市は、国の現地対策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う「機能班」に職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</u></p> <p><u>また、市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</u></p>

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案																																																						
	<p style="text-align: center;"><b>【指定地方公共機関等連絡系統図】</b></p>  <table border="1" data-bbox="430 672 1365 1743"> <thead> <tr> <th>連絡担当部局等</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">危機管理部</td> <td>東日本<u>電信電話</u>(株)-福島支店</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター</td> </tr> <tr> <td>(一社)福島県エルピーガス協会いわき支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">保健福祉部</td> <td>(一社)いわき市医師会</td> </tr> <tr> <td>(一社)いわき市病院協議会</td> </tr> <tr> <td>(一社)いわき市歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>(一社)いわき市薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>(公社)福島県看護協会いわき支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>福島さくら農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>いわき市森林組合</td> </tr> <tr> <td>漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業振興部</td> <td>いわき商工会議所</td> </tr> <tr> <td>商工会等商工業関係団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都市建設部</td> <td>東日本旅客鉄道(株)<u>仙台支社</u></td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)水戸支社</td> </tr> <tr> <td>新常磐交通(株)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木部</td> <td>(公社)福島県トラック協会いわき支部</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)いわき管理事務所</td> </tr> </tbody> </table>	連絡担当部局等	連絡先	危機管理部	東日本 <u>電信電話</u> (株)-福島支店	報道機関	東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター	(一社)福島県エルピーガス協会いわき支部	保健福祉部	(一社)いわき市医師会	(一社)いわき市病院協議会	(一社)いわき市歯科医師会	(一社)いわき市薬剤師会	(公社)福島県看護協会いわき支部	農林水産部	福島さくら農業協同組合	いわき市森林組合	漁業協同組合	産業振興部	いわき商工会議所	商工会等商工業関係団体	都市建設部	東日本旅客鉄道(株) <u>仙台支社</u>	東日本旅客鉄道(株)水戸支社	新常磐交通(株)	土木部	(公社)福島県トラック協会いわき支部	東日本高速道路(株)いわき管理事務所	<p>商号変更</p> <p>組織名称変更</p>	<p style="text-align: center;"><b>【指定地方公共機関等連絡系統図】</b></p>  <table border="1" data-bbox="1691 672 2626 1743"> <thead> <tr> <th>連絡担当部局等</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">危機管理部</td> <td>NTT東日本<u>                    </u>(株)-福島支店</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター</td> </tr> <tr> <td>(一社)福島県エルピーガス協会いわき支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">保健福祉部</td> <td>(一社)いわき市医師会</td> </tr> <tr> <td>(一社)いわき市病院協議会</td> </tr> <tr> <td>(一社)いわき市歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>(一社)いわき市薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>(公社)福島県看護協会いわき支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>福島さくら農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>いわき市森林組合</td> </tr> <tr> <td>漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業振興部</td> <td>いわき商工会議所</td> </tr> <tr> <td>商工会等商工業関係団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都市建設部</td> <td>東日本旅客鉄道(株)<u>東北本部                    </u></td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)水戸支社</td> </tr> <tr> <td>新常磐交通(株)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木部</td> <td>(公社)福島県トラック協会いわき支部</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)いわき管理事務所</td> </tr> </tbody> </table>	連絡担当部局等	連絡先	危機管理部	NTT東日本 <u>                    </u> (株)-福島支店	報道機関	東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター	(一社)福島県エルピーガス協会いわき支部	保健福祉部	(一社)いわき市医師会	(一社)いわき市病院協議会	(一社)いわき市歯科医師会	(一社)いわき市薬剤師会	(公社)福島県看護協会いわき支部	農林水産部	福島さくら農業協同組合	いわき市森林組合	漁業協同組合	産業振興部	いわき商工会議所	商工会等商工業関係団体	都市建設部	東日本旅客鉄道(株) <u>東北本部                    </u>	東日本旅客鉄道(株)水戸支社	新常磐交通(株)	土木部	(公社)福島県トラック協会いわき支部	東日本高速道路(株)いわき管理事務所
連絡担当部局等	連絡先																																																								
危機管理部	東日本 <u>電信電話</u> (株)-福島支店																																																								
	報道機関																																																								
	東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター																																																								
	(一社)福島県エルピーガス協会いわき支部																																																								
保健福祉部	(一社)いわき市医師会																																																								
	(一社)いわき市病院協議会																																																								
	(一社)いわき市歯科医師会																																																								
	(一社)いわき市薬剤師会																																																								
	(公社)福島県看護協会いわき支部																																																								
農林水産部	福島さくら農業協同組合																																																								
	いわき市森林組合																																																								
	漁業協同組合																																																								
産業振興部	いわき商工会議所																																																								
	商工会等商工業関係団体																																																								
都市建設部	東日本旅客鉄道(株) <u>仙台支社</u>																																																								
	東日本旅客鉄道(株)水戸支社																																																								
	新常磐交通(株)																																																								
土木部	(公社)福島県トラック協会いわき支部																																																								
	東日本高速道路(株)いわき管理事務所																																																								
連絡担当部局等	連絡先																																																								
危機管理部	NTT東日本 <u>                    </u> (株)-福島支店																																																								
	報道機関																																																								
	東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター																																																								
	(一社)福島県エルピーガス協会いわき支部																																																								
保健福祉部	(一社)いわき市医師会																																																								
	(一社)いわき市病院協議会																																																								
	(一社)いわき市歯科医師会																																																								
	(一社)いわき市薬剤師会																																																								
	(公社)福島県看護協会いわき支部																																																								
農林水産部	福島さくら農業協同組合																																																								
	いわき市森林組合																																																								
	漁業協同組合																																																								
産業振興部	いわき商工会議所																																																								
	商工会等商工業関係団体																																																								
都市建設部	東日本旅客鉄道(株) <u>東北本部                    </u>																																																								
	東日本旅客鉄道(株)水戸支社																																																								
	新常磐交通(株)																																																								
土木部	(公社)福島県トラック協会いわき支部																																																								
	東日本高速道路(株)いわき管理事務所																																																								